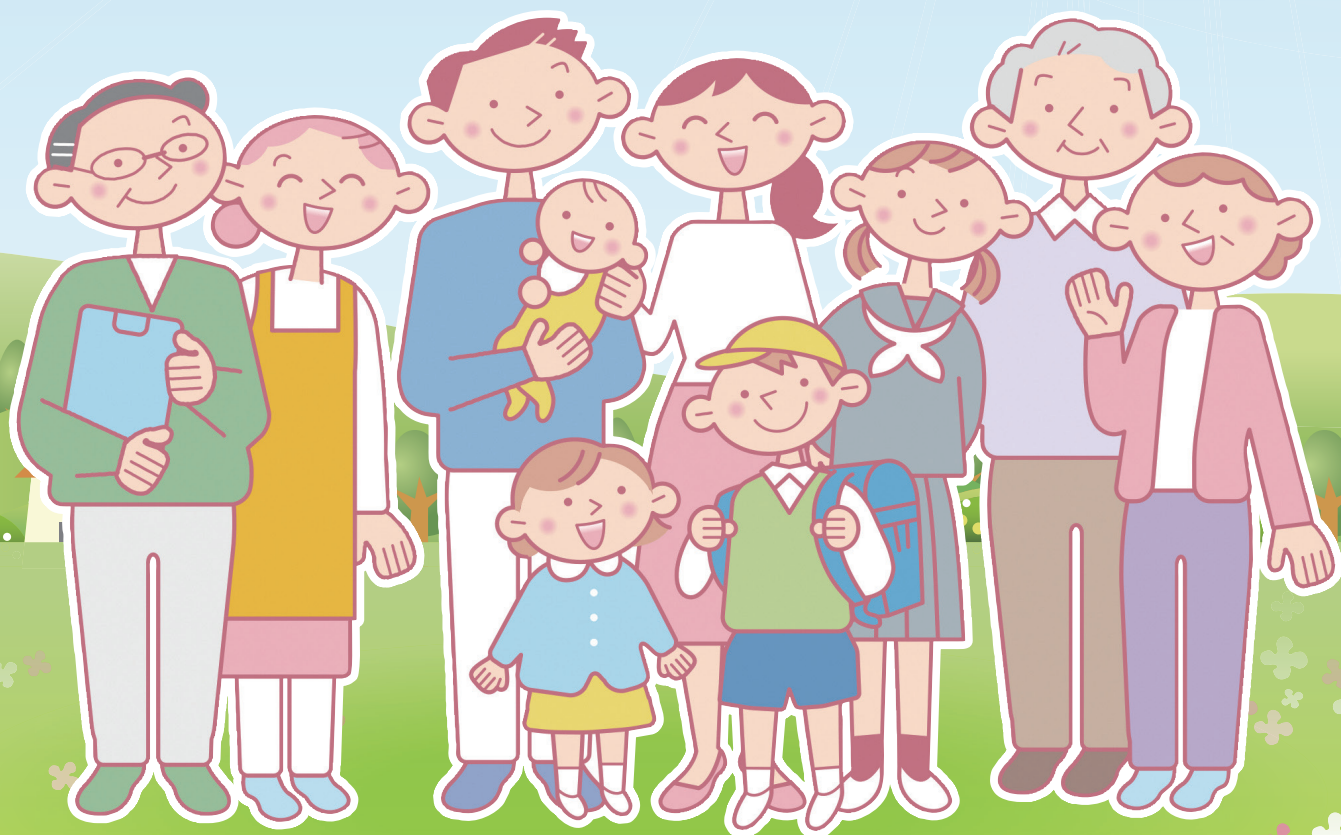


世羅町こども計画

～つながりあい・笑顔あふれる・未来の輪～



令和7(2025)年3月

世羅町

はじめに

近年、我が国においては、全国的に少子化が進行するとともにこどもを取り巻く環境が大きく変化し、子育てに不安や孤独、負担を感じている人が多くなっています。また、多発する児童虐待やこどもの貧困問題等への支援ニーズの対応と支援内容の充実が求められています。



国においては、令和5（2023）年4月にこども基本法の施行、12月にこども大綱が閣議決定され、「こどもまんなか」社会をめざし、こども施策を総合的に推進していくことになりました。

本町におきましても、令和2（2020）年3月に、「世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、世羅町子育て世代包括支援センター「だっこ」を中心に妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をはじめ、福祉や教育など様々な分野において子育て支援の充実に取り組んでまいりました。

このような中、第2期子ども・子育て支援事業計画の期間満了に伴い、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする「世羅町こども計画」を策定いたしました。これまで取り組んできた計画の基本理念を引き継ぐとともに、その成果や課題、アンケート調査の結果を踏まえ、こども施策・子育て支援施策がさらに充実するように取組みを進めてまいります。

本計画の基本理念として「つながりあい・笑顔あふれる・未来の輪」を掲げ、明日の世羅を担うこどもたちが自分のことが好きで、世羅で生まれ、育ったことに誇りをもてるまち、子育て家庭が世羅で子育てをしてよかったと実感できるようなまちをめざし、地域の皆様とともに各種施策に取り組んでまいりたいと思います。

結びに、計画策定にご尽力いただきました世羅町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じて貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも、計画の推進に対し、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7（2025）年3月

世羅町長 奥田 正和

目 次

■ ■ 第1章 計画の概要 ■ ■

1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定方法	6
5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連	7

■ ■ 第2章 世羅町のこどもを取り巻く現状 ■ ■

1 少子化の状況	11
2 家庭の状況	15
3 女性の就業状況	17

■ ■ 第3章 第2期計画の取組と評価 ■ ■

1 「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり」の取組と評価	21
2 「仕事と子育てを両立させる社会づくり」の取組と評価	27
3 「社会的な支援が必要なこどもへの支援体制づくり」の取組と評価	31
4 「次代を担う子どもが成長する環境づくり」の取組と評価	33
5 「地域の子育て力向上に向けた体制づくり」の取組と評価	35

■ ■ 第4章 計画の基本理念と方向性 ■ ■

1 基本理念	39
2 計画の基本目標	39
3 計画の体系	41

■ ■ 第5章 施策の展開 ■ ■

基本目標 1 こども・若者の成長を支える地域づくり……………	45
基本施策 1－1 こども・若者が権利の主体であることの啓発 ……	45
基本施策 1－2 地域の子育て力の向上 ……	45
基本施策 1－3 多様な居場所・活躍の場づくり 【重点】 ……	47
基本目標 2 こども・若者・子育て家庭の安心を支える環境づくり……………	48
基本施策 2－1 親・こども・若者への切れ目のない保健・医療の推進 【重点】 ……	48
基本施策 2－2 保護者等の主体的な子育ての支援の充実 ……	52
基本施策 2－3 こどもや子育て家庭にやさしい社会環境の整備……………	55
基本目標 3 支援を要するこども・若者と家庭を支える環境づくり……………	58
基本施策 3－1 障害児・者施策の充実 ……	58
基本施策 3－2 こども・若者の人権を守る環境づくり ……	60
基本施策 3－3 困難な状況等にあるこども・若者と家庭への支援の充実 【重点】 ……	61
基本目標 4 こども・若者の成長と自立を支える環境づくり……………	64
基本施策 4－1 教育環境の充実 ……	64
基本施策 4－2 若者の自立を支える地域の環境づくり 【重点】 ……	66
基本目標 5 子育てと仕事を両立できる環境づくり……………	69
基本施策 5－1 子育てと仕事を両立するための支援の充実 【重点】 ……	69
基本施策 5－2 ワーク・ライフ・バランスの推進 ……	70

■ ■ 第6章 量の見込みと確保方策 ■ ■

1 教育・保育提供区域の設定 ……	73
2 教育・保育の量の見込みと確保方策 ……	73
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策……………	76
4 幼児期からの教育・保育の一体的な提供の推進……………	88
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 ……	89

■ ■ 第7章 計画の推進 ■ ■

1 推進体制	93
2 こどもの意見を反映するための体制整備	93
3 計画推進に向けた地域一体となった取組の推進	94
4 計画の指標	94

■ ■ 資料 ■ ■

1 世羅町子ども・子育て会議	99
2 計画策定の経過	105
3 用語解説	106
4 量の見込みの算出方法	110

＊「こども」の表記について、次の場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用います。

- ・固有名詞を用いる場合（法律名称、計画名称、事業名称等）
- ・「第2期子ども・子育て支援事業計画」に根拠がある語を用いる場合（基本目標等）
- ・「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」等の調査に根拠がある語を用いる場合（質問や選択肢等）

■ ■ 第 1 章 計画の概要 ■ ■



せら坊©世羅町

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成24（2012）年に子ども・子育て関連3法*が制定され、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の教育・保育へのニーズの高まりや、待機児童の増加等に対応するための取組が進められてきました。

しかし、依然として少子化が進行しており、令和5（2023）年の国内の出生数は72万7,277人であり、過去最少を更新しています。さらに、児童虐待や不登校、こどもの自殺、こどもの貧困、ヤングケアラー*、生きづらさを抱える若者等、こどもや若者を取り巻く複雑化、複合化した課題が顕在化しています。

そのような状況を受け、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5（2023）年4月にこども基本法*（令和4年法律第77号）が施行され、さらに、同年12月にはこども基本法に基づき、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱*」が閣議決定されました。

こども基本法は、次代の社会を担うすべてのこどもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか」社会をめざし、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

本町においては、令和2（2020）年3月に「世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「つながりあい・笑顔あふれる・せらの子育て」の実現をめざし、病児保育事業の拡充やきめ細やかな相談対応を行う等、こどもの成長、子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んできました。

しかし、本町においても少子化が急速に進行しており、平成28（2016）年には100人を超えていた出生数が、令和5（2023）年には50人と減少しています。

さらに、この度実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、町の子育てに関する相談や情報提供体制に満足している保護者の割合は高くなっている一方で、子育てに不安や負担を感じている保護者が多くおり、また、中学生・高校生等の意識と生活に関する調査では、自分のことが好きではないと回答したこどもが24.4%と約4人に1人が回答している結果となっています。

このような本町の状況や国の動向に対応し、今後もきめ細やかな支援を継続していく中で、「子育てしやすいまち」と思ってもらえるまち、また、次代の世羅町を担うこどもや若者が幸せに健やかに成長できるまちをめざし、今後5年間の基本理念、基本目標、取り組むべき施策等を示した「世羅町こども計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法*第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法*第8条第1項に基づく市町村行動計画を一体的に策定しました。

【こども基本法第10条第2項】

第10条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律*第10条第2項に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策の計画を含みます。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項】

第10条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 子ども・若者育成支援推進法*第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画を含みます。

【子ども・若者育成支援推進法第9条第2項】

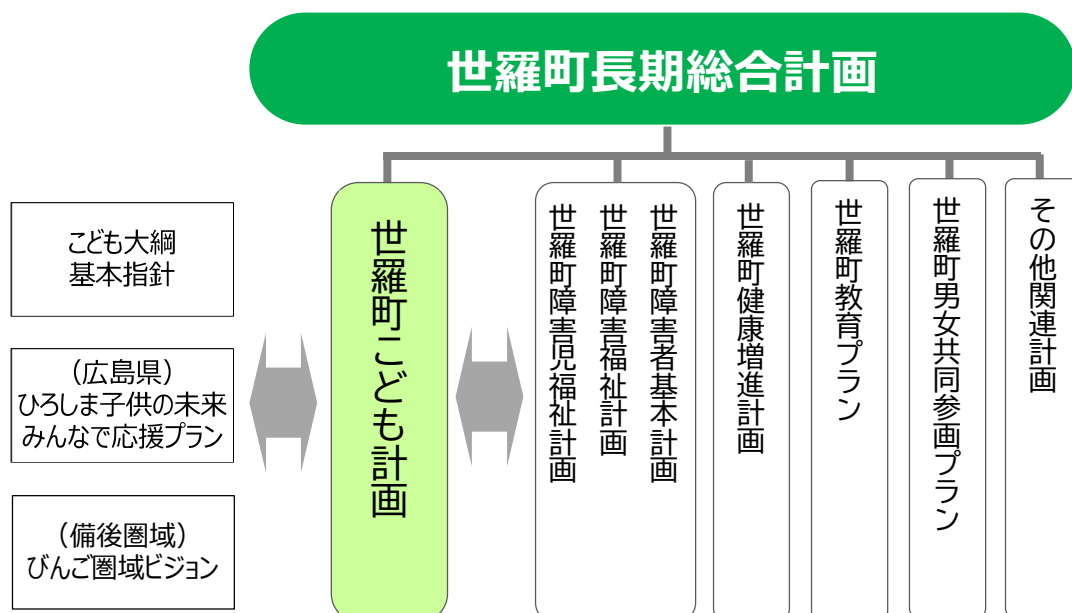
第9条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号。以下、「成育基本法」という。）を踏まえた「健やか親子21（母子保健計画）」を含みます。

- 国の示す、こども大綱や基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）と整合性を図り策定します。
- 本町の最上位計画である「世羅町長期総合計画」、関連計画である「世羅町障害者基本計画・世羅町障害福祉計画・世羅町障害児福祉計画」、「世羅町健康増進計画」、「世羅町教育プラン」、「世羅町男女共同参画プラン」等との整合性を図り、施策を推進します。
- 広島県5市2町、岡山県2市で構成する備後圏域において連携し、子育て支援施策の充実を図ります。

※備後圏域市町：福山市・三原市・尾道市・府中市・竹原市・世羅町・神石高原町・笠岡市・井原市



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。ただし、社会・経済情勢、こどもを取り巻く環境の変化、本町の状況等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
世羅町第2次長期総合計画 平成28(2016)年度～令和7(2025)年度						世羅町第3次長期総合計画 令和8(2026)年度～			
世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画						世羅町こども計画			

4 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と住民の声が十分に反映されることを目的に、住民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者、福祉・医療関係者等で構成される「世羅町子ども・子育て会議」において、計画に関する意見等の集約を図り、策定しました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

計画の策定にあたり、住民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

対象	世羅町内に在住の就学前児童及び小学校児童がいる世帯の保護者			
調査方法	① 就学前児童の保護者 [認定こども園・保育所に通う児童] 認定こども園・保育所を通じて配付・回収（インターネットによる回答を併用） [認定こども園・保育所を利用していない児童] 郵送配付・郵送回収（インターネットによる回答を併用） ② 小学校児童の保護者 小学校を通じて配付・回収（インターネットによる回答を併用）			
対象数	就学前児童	383人	小学校児童	470人
有効回答数	就学前児童	285票	小学校児童	387票
有効回収率	就学前児童	74.4%	小学校児童	82.3%

(3) 中学生・高校生等の意識と生活に関する調査の実施

計画の策定にあたり、中学生・高校生等の意識と生活に関する実態や要望等を把握するため、中学生・高校生等を対象に中学生・高校生等の意識と生活に関する調査（以下、「中高生等調査」という。）を実施しました。

対象	町内に居住する、12歳から18歳の町民
調査方法	学校配付、郵送配付・回収（インターネットによる回答を併用）
対象数	744人
有効回答数	459票
有効回収率	61.7%

(4) パブリックコメントの実施

令和6（2024）年12月25日から令和7（2025）年1月24日までパブリックコメントを実施し、広く一般住民から意見を募集しました。

5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

本計画では、施策の推進にあたり、SDGsの理念を念頭に置いて取り組みます。

次代の世羅町を担う子どもや若者が幸せに健やかに成長できる持続可能な環境を残すこと等を目標として、取り組みます。

【SDGs 17の目標】



【本計画に関するSDGsの目標】

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		各国内及び各国間の不平等を是正する。
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力の強化を行う。		

■ ■ 第2章 世羅町のこどもを取り巻く現状 ■ ■



せらら©世羅町

第2章 世羅町のこどもを取り巻く現状

1 少子化の状況

(1) 年少人口の推移

- 本町の総人口は減少しており、令和6（2024）年3月末時点で14,739人であり、平成31（2019）年と比較すると8.9%減少しています。
- 令和6（2024）年3月末時点、本町の14歳以下の年少人口は1,418人であり、平成31（2019）年と比較すると18.1%減少し、少子化が進行しています。
- 令和2（2020）年の国勢調査における本町の14歳以下の人口割合は低下傾向にあり、全国、広島県よりも低い値で推移しています。
- 15～64歳の人口割合も低下傾向にあります。

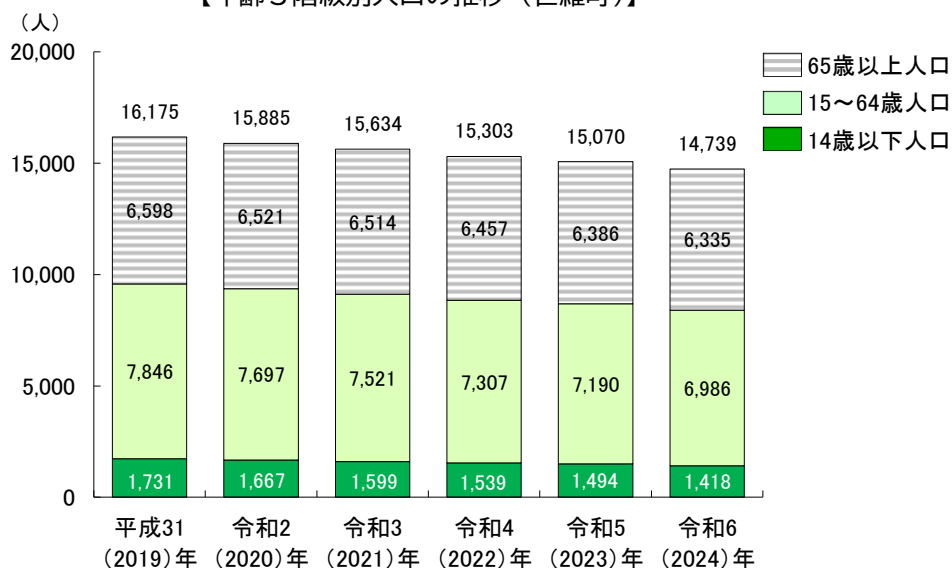
【年齢3階級別人口・構成比の推移（世羅町）】

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
総人口（人）	16,175	15,885	15,634	15,303	15,070	14,739
14歳以下人口 （人）	1,731	1,667	1,599	1,539	1,494	1,418
	10.7%	10.5%	10.2%	10.1%	9.9%	9.6%
15～64歳人口 （人）	7,846	7,697	7,521	7,307	7,190	6,986
	48.5%	48.5%	48.1%	47.7%	47.7%	47.4%
65歳以上人口 （人）	6,598	6,521	6,514	6,457	6,386	6,335
	40.8%	41.1%	41.7%	42.2%	42.4%	43.0%

注）下段は総人口に対する割合

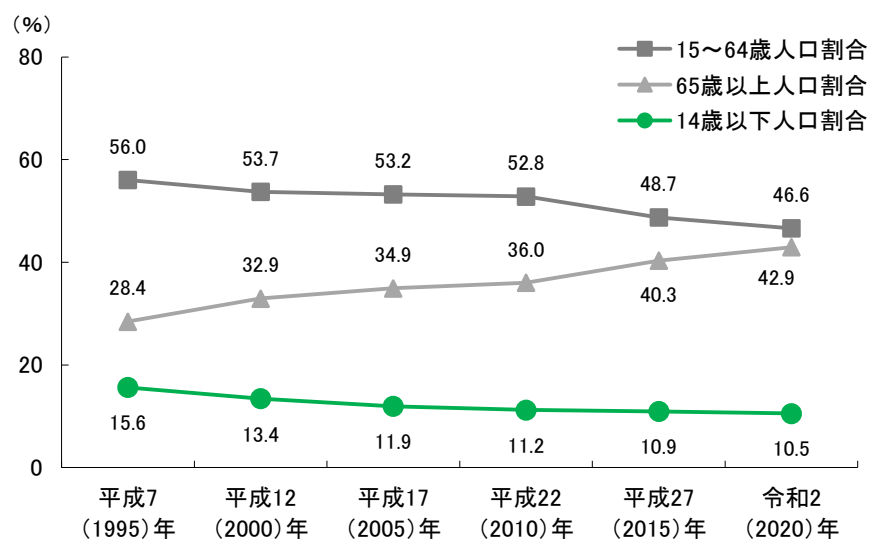
資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

【年齢3階級別人口の推移（世羅町）】



資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

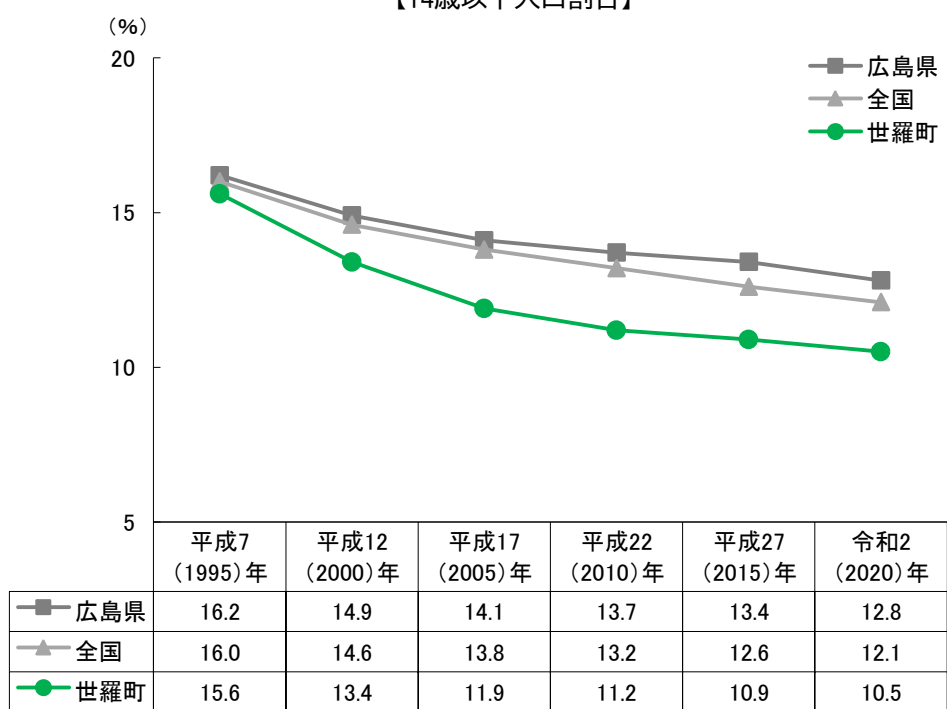
【年齢3階級別人口割合（世羅町）】



※割合は小数点第2位を四捨五入しているため、平成27(2015)年は合計が100%とならない。

資料：国勢調査

【14歳以下人口割合】



資料：国勢調査

(2) 出生の動向

- 本町の出生数は平成28（2016）年には100人を超えていましたが、令和元（2019）年以降大きく減少し、令和5（2023）年の出生数は50人となっています。

【出生数・出生率*の推移（世羅町）】

	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
出生数（人）	94	110	98	90	77	59	67	61	50
出生率（対千人）	5.9	6.5	5.9	5.5	4.8	4.0	4.3	4.0	3.3

注）出生率＝人口1,000対

資料：人口動態調査

- 本町の乳児死亡数は平成28（2016）年に1人いましたが、それ以降は0人となっています。

【乳児死亡数（世羅町）】

	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
乳児死亡数（人）	0	1	0	0	0	0	0	0	0

資料：人口動態調査

- 本町の人工妊娠中絶数は平成30（2018）年以降1人となっています。

【人工妊娠中絶数（世羅町）】

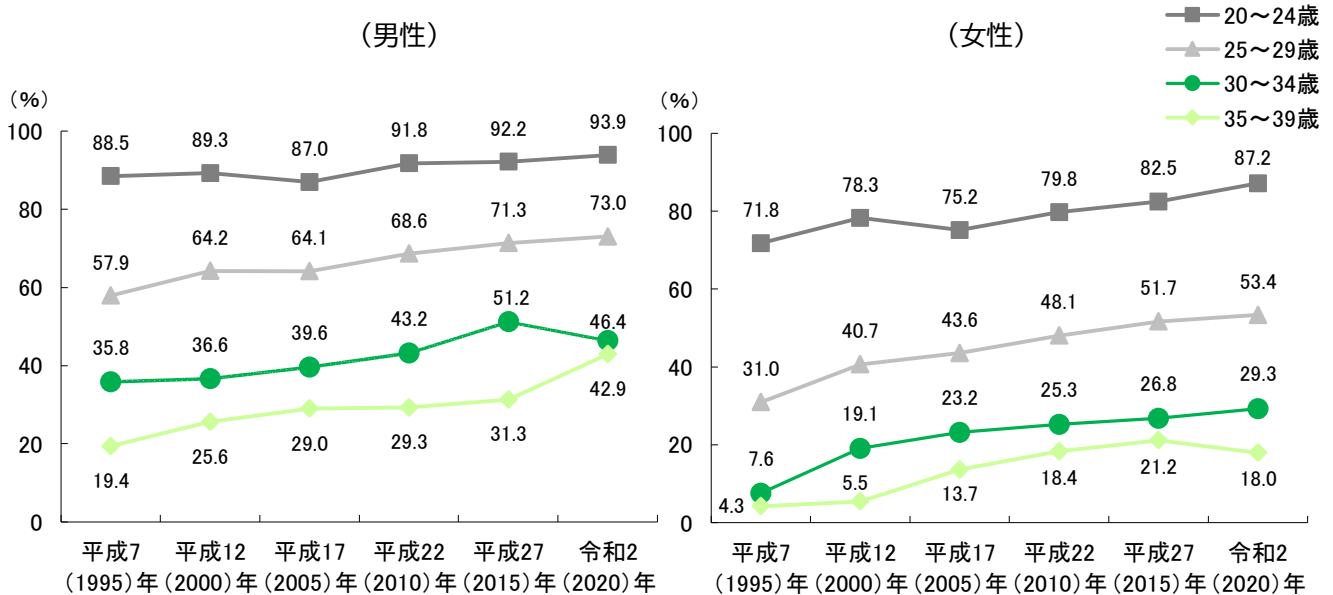
	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
人工妊娠中絶数（人）	0	0	1	1	1	1

資料：人口動態調査

(3) 未婚率の推移

- 国勢調査における本町の未婚率は、令和2（2020）年の男性30～34歳、女性35～39歳で低下していますが、概ねいずれの年齢層も上昇傾向にあり、特に、男性の35～39歳で大きく上昇しています。

【男女別未婚率の推移（世羅町）】



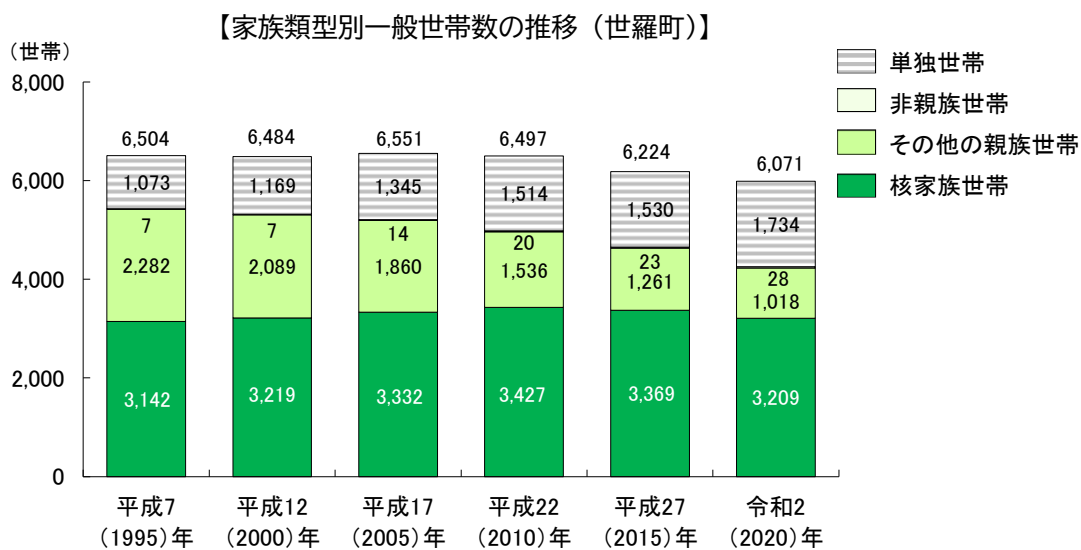
資料：国勢調査



2 家庭の状況

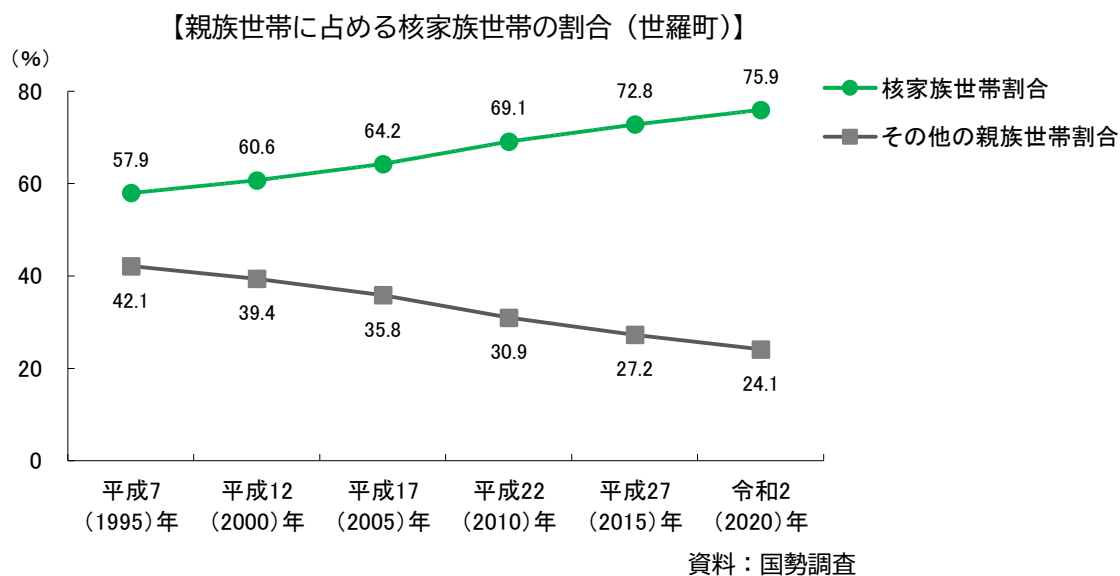
(1) 家族類型*別一般世帯数の推移

- 国勢調査における一般世帯数の推移をみると、総世帯数は平成17（2005）年以降減少しています。
- 家族類型別にみると、核家族世帯、その他の親族世帯は減少していますが、単独世帯が増加しています。



*世帯総数は、家族類型不詳世帯を含む
資料：国勢調査

- 親族世帯に占める核家族世帯の割合は上昇しており、令和2（2020）年の調査では75.9%となっています。



- 6歳未満の世帯員がいる世帯の一世帯当たりのこどもの人数は平成17（2005）年から横ばいとなっています。
- 18歳未満の世帯員がいる世帯の一世帯当たりのこどもの人数は減少傾向にありましたが、平成27（2015）年から増加しています。

【6歳未満・18歳未満の世帯員がいる一世帯当たりのこどもの人数（世羅町）】

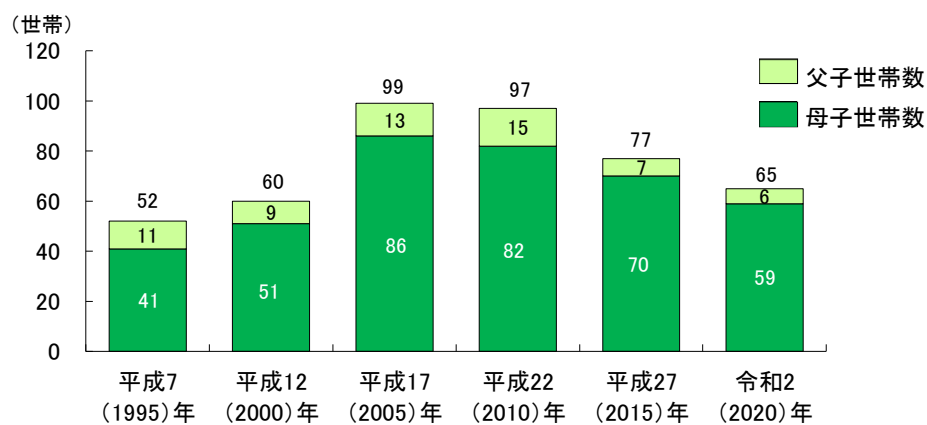
区 分	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
6歳未満の世帯人員（人）	1.35	1.39	1.39	1.40	1.41
18歳未満の世帯人員（人）	1.92	1.81	1.80	1.83	1.90

資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況

- 令和2（2020）年の国勢調査におけるひとり親世帯数は65世帯であり、平成22（2010）年から減少傾向にあり、総世帯数に占める割合も低下しています。

【母子・父子世帯数の推移（世羅町）】



資料：国勢調査

【母子・父子世帯割合（世羅町）】

	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
母子・父子世帯割合（%）	0.93	1.51	1.50	1.25	1.09

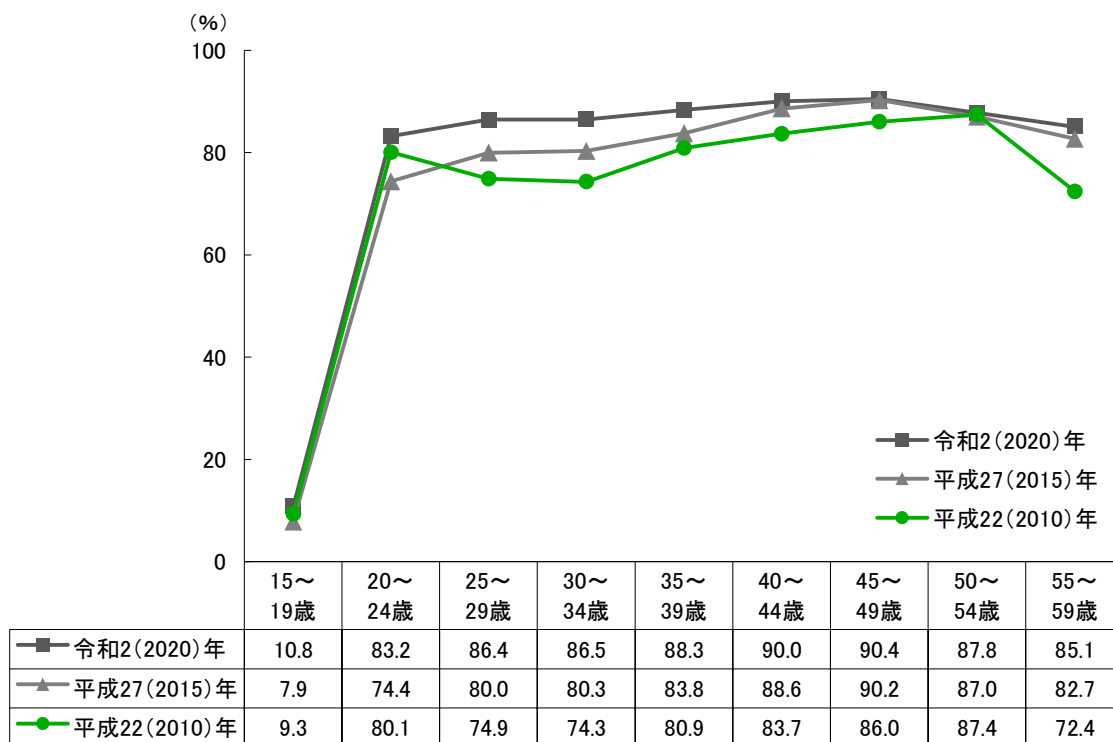
資料：国勢調査

3 女性の就業状況

(1) 女性の労働力率*

- 本町の女性の年齢別労働力率は、平成22（2010）年には25～29歳、30～34歳に結婚や出産を機に落ち込むM字カーブとなっていたましたが、令和2（2020）年は落ち込みがなく、女性が継続して働き続ける状況が表れていると考えられます。

【女性の労働力率の推移（世羅町）】



資料：国勢調査

(2) 夫婦の就業状況

- 令和2（2020）年の国勢調査における本町の夫婦がいる一般世帯（18歳未満のこどもがいる）の、夫・妻ともに就業している割合は85.2%であり、平成27（2015）年と比較すると上昇しています。

【夫婦がいる一般世帯（18歳未満のこどもがいる世帯）の就業状況（世羅町）】

区 分	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
夫婦がいる一般世帯（世帯）	934	823
夫・妻ともに就業している世帯（世帯）	736	699
夫婦がいる一般世帯に占める割合（％）	79.1	85.2

*夫婦がいる一般世帯に占める割合は、就業状況不詳を除く
資料：国勢調査

■ ■ 第3章 第2期計画の取組と評価 ■ ■



せら坊©世羅町

第3章 第2期計画の取組と評価

1 「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり」の取組と評価

《主な取組》

- 妊娠期から切れ目のない相談支援体制を整えるために第1期計画期間（令和元（2019）年）に開設した子育て世代包括支援センター*だっこでは、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によって集団での事業実施ができない状況が続きましたが、子育て家庭が孤立しないよう個別相談を強化し、保育士、保健師による家庭訪問件数が増加しました。

【家庭訪問延件数】

区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
乳児（件）	213	78	115	69
幼児・小学生・中学生（件）	135	68	41	18
妊婦（件）	32	49	21	9
産婦（件）	164	78	115	69
その他（件）	278	29	52	12

- 乳幼児健康診査（以下「健診」）の対象者には、個別に案内を郵送し、受診率は9割を超えています。
- 健診未受診者については、保健師等が個人面談を実施する等、こどもの全数把握に努めました。

【乳幼児健診受診者数】

健診時期		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
3・4か月	対象者数（人）	68	79	61	51
	受診者数（人）	66	73	59	50
	受診率	97.1%	92.4%	96.7%	98.0%
9・10か月	対象者数（人）	73	53	66	59
	受診者数（人）	69	52	63	58
	受診率	94.5%	98.1%	95.5%	98.3%
1歳6か月	対象者数（人）	92	67	82	81
	受診者数（人）	89	66	77	80
	受診率	96.7%	98.5%	93.9%	98.8%
	虫歯の本数（本）	2	0	1	0
	虫歯ありの人数（人）	1	0	1	0
3歳	対象者数（人）	115	75	87	95
	受診者数（人）	114	73	84	90
	受診率	99.1%	97.3%	96.6%	94.7%
	虫歯の本数（本）	39	24	25	24
	虫歯ありの人数（人）	12	11	8	8

- 不妊治療は、令和4（2022）年度から医療保険適用となり、治療及び先進医療分の補助を開始しました。
- 子育て施策について、すべての子育て家庭に子育てに関する情報が伝わるよう、「子育てハンドブック」の配付やホームページへの掲載を行うとともに、令和3（2021）年4月からは母子手帳アプリ「母子モ」を導入し、プッシュ型での情報発信を行いました。
- 本へ興味を持つことや保護者とこどもがふれあうきっかけをつくることを目的に絵本のプレゼントを行う事業であり、妊娠後期や乳児健康診査での「ブックスタート事業」や、小学1年生の自発的な読書活動を促す「セカンドブック事業」を実施しました。
- 初めて育児を経験する母親を対象に、赤ちゃんの成長やその時に必要な支援について学ぶとともにグループセッション等を通じて母親同士のつながりを持つ「はじママクラス」を実施しました。
- 2人目以上のこどもを持つ母親を対象に、不安や悩みをグループセッションする「ぴ〜すクラス」を実施しました。
- 令和6（2024）年3月までは児童医療費として、小学生から高校3年生相当までのこどもを対象として医療費助成を行っていましたが、令和6（2024）年4月から、こども医療費制度として対象を拡充し、乳幼児医療の所得制限があったこどもも対象になりました。
- 食育*の取組として、町内の認定こども園・保育所に入園・入所していない子育て世帯への世羅町産の食材を使った食品等の配付や、認定こども園・保育所の給食において、世羅町産の食材を積極的に使用する「子育て世代食育推進事業」を実施しました。

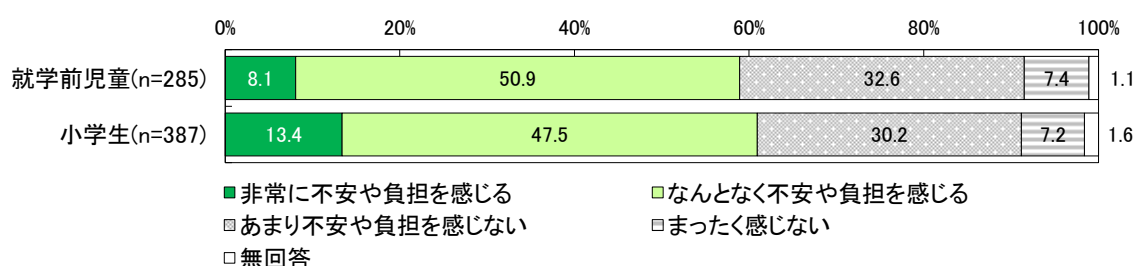
「アンケートの結果」

* アンケート結果の数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合があります。

* グラフ中の「n」は質問に対する回答数です。

- 子育てに関する『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」＋「なんとなく不安や負担を感じる」）と回答した割合が就学前児童で59.0%、小学生で60.9%となっています。

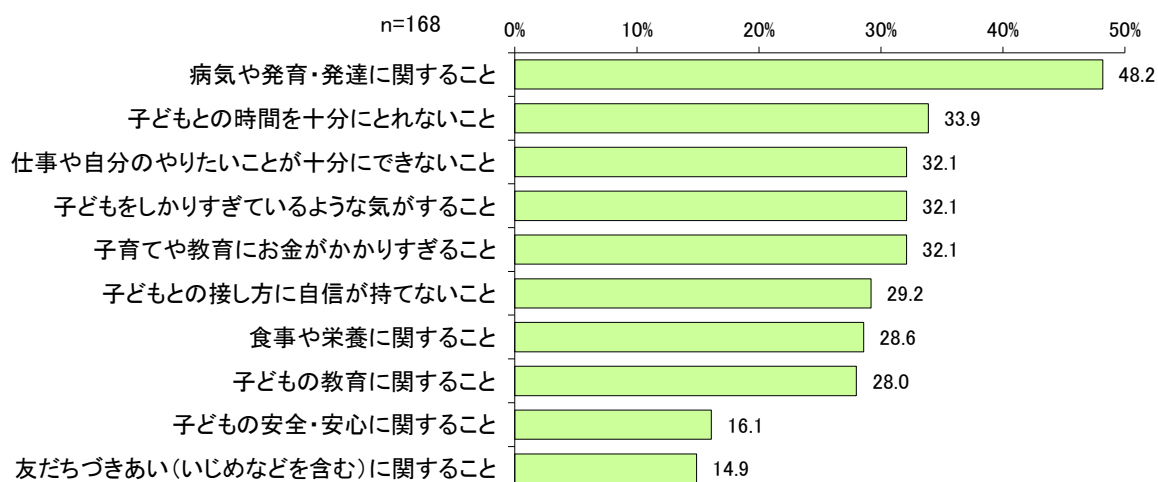
【子育てに関する不安や負担の程度】



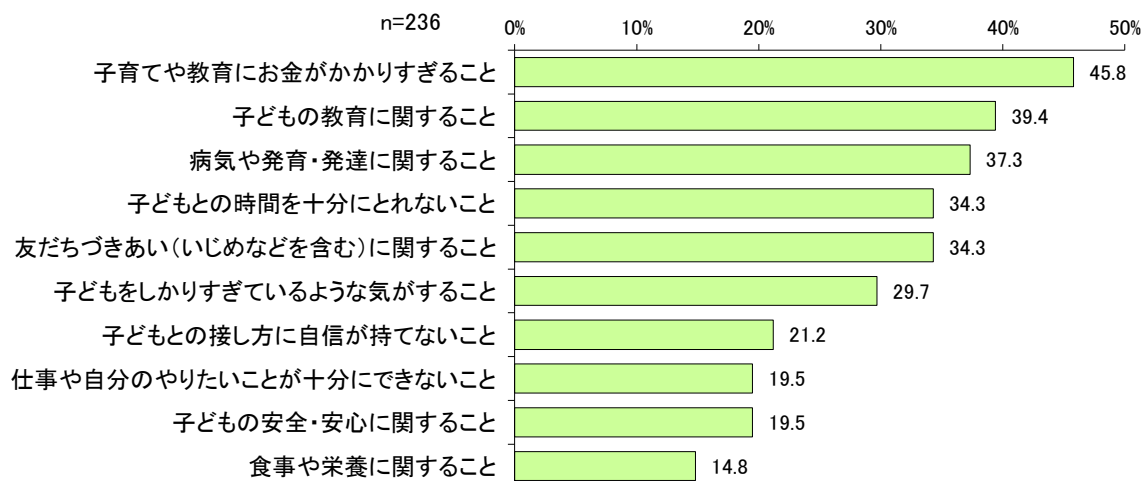
- 子育てに不安や負担を感じている保護者の子育てに関する悩みについて、就学前児童では、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「子どもをしかりすぎているような気がする」、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」とが上位となっています。
- 小学生では、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」、「子どもの教育に関する」、「病気や発育・発達に関する」が上位となっています。

【子育てに関する悩み（上位10項目）】

（就学前児童）

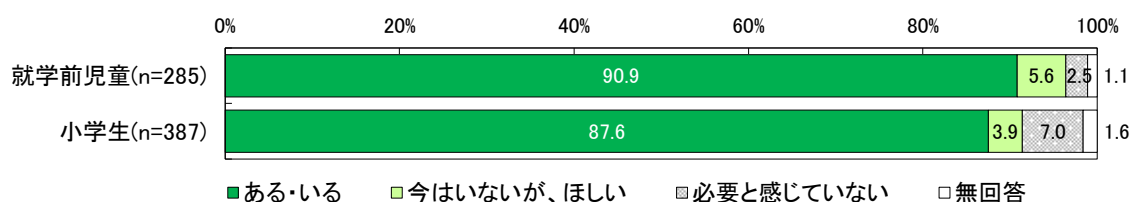


（小学生）



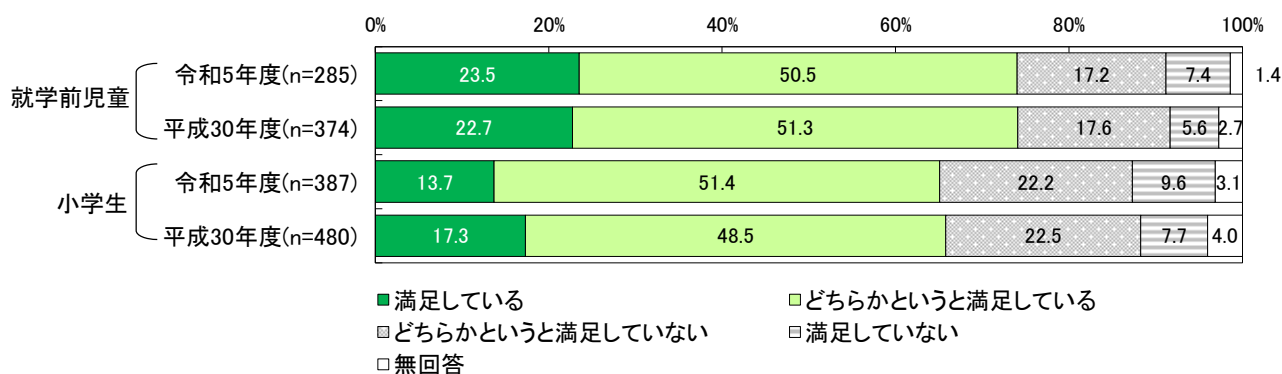
- 子育てをする上で気軽に相談できる人や相談できる場所がない保護者は、就学前児童で5.6%、小学生で3.9%となっています。

【子育てに関する相談先の有無】



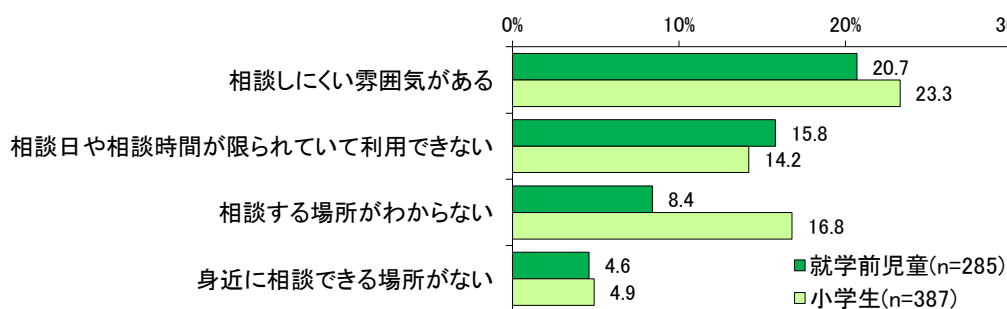
- 町内の子育てに関する相談体制について満足している保護者は、就学前児童で74.0%、小学生で65.1%となっています。

【相談体制についての満足度】



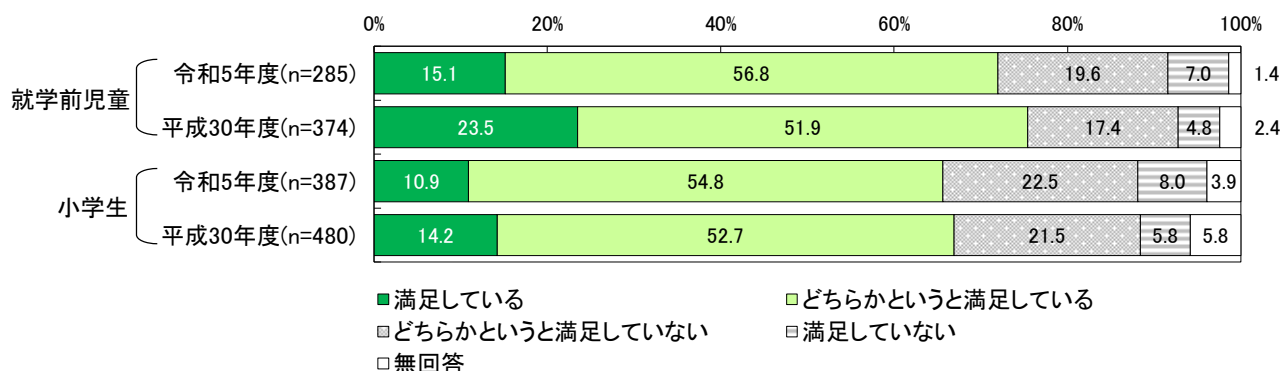
- 相談窓口について、「相談しにくい雰囲気がある」、「相談日や相談時間が限られていて利用できない」、「相談する場所がわからない」という回答が挙がっています。

【子育ての相談窓口を感じる事】



- 町内の子育てに関する情報提供体制について満足している保護者は、就学前児童で71.9%、小学生で65.7%となっています。

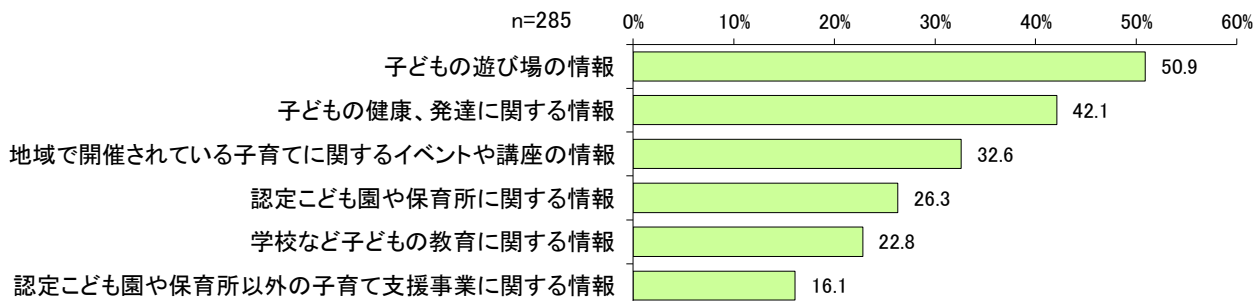
【子育て支援に関する情報提供についての満足度】



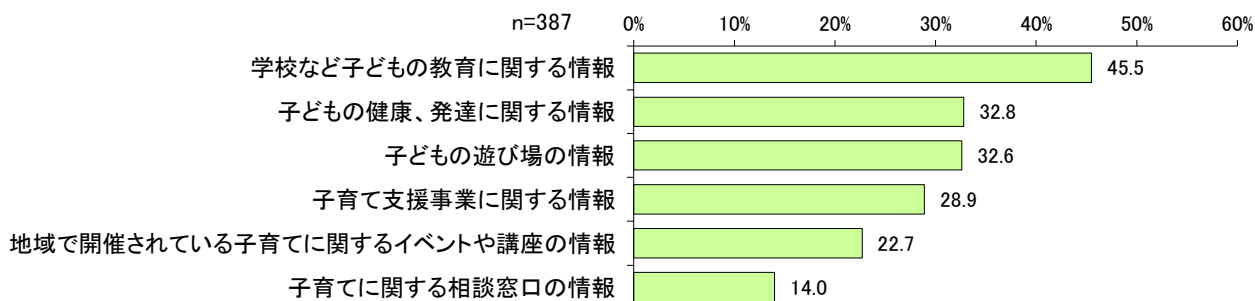
- 情報提供で必要なものとして、就学前児童では「子どもの遊び場の情報」、「子どもの健康、発達に関する情報」、「地域で開催されている子育てに関するイベントや講座の情報」、小学生では「学校など子どもの教育に関する情報」、「子どもの健康、発達に関する情報」、「子どもの遊び場の情報」の割合が高くなっています。

【子育て支援に関する情報提供で必要なもの（上位6項目）】

(就学前児童)

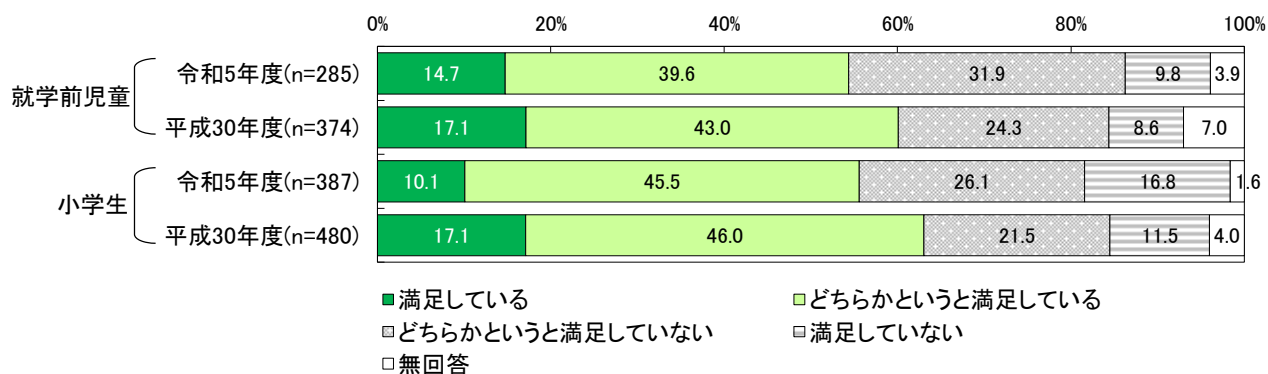


(小学生)



- 町内の親同士の交流の場等について満足している保護者は、就学前児童で54.3%、小学生で55.6%であり、前回調査結果と比較すると、就学前児童、小学生ともに低下しています。

【親同士の交流の場についての満足度】



「評価と課題」

◆ こどもと母親の健康支援及び相談体制について

子育て世代包括支援センターだっこへの来所相談件数は増加しており、気軽に相談できる窓口として、子育て世帯に受け入れられつつありますが、一方で、相談内容が多様化しており、専門職の確保や適切な相談窓口へつなげることが重要となっています。

そのため、「世羅町こども家庭センター*」を整備し、相談しやすく、専門的な相談に対応できる体制の充実を図り、切れ目のない支援を行う体制をつくる必要があります。

また、相談内容によっては、個人のプライバシーに配慮する必要があるため、相談しやすい場所の確保が必要です。

◆ 情報提供体制について

情報発信のために母子手帳アプリ「母子モ」の利用を引き続き推進し、登録者数を増加させるとともに、乳幼児健康診査や予防接種の問診票、妊娠届の予約等が行えるよう、今後さらにDX化を進める等、利便性の向上を図る必要があります。

2 「仕事と子育てを両立させる社会づくり」の取組と評価

《主な取組》

- 令和5（2023）年度より備後圏域保育施策検討会議において広域での入所や病児保育事業等の受入れについて協議を実施し、令和6（2024）年度入所分より広域で相互に利用しやすい環境づくりに向けて取組を実施しました。

【教育・保育の利用状況】（3月時点）

区 分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
保育所	施設数	4	3	3	3
	利用者数（人）	132	110	103	95
認定 こども園	施設数	3	3	3	3
	利用者数（人）	341	334	330	314
広域利用	利用者数（人）	6	6	8	6

- これまで、認定こども園のみ病児保育事業（体調不良児対応型）を実施していましたが、令和6（2024）年4月から公立世羅中央病院においても、病児・病後児対応型及び体調不良児対応型を組み合わせた形で病児保育事業を開始しました。

【病児保育事業（体調不良児対応型）利用状況】

区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用延人数（人）	219	249	146	217

- 令和2（2020）年4月から、世羅町で運営をしていた放課後児童クラブを民間事業者に委託しました。
- 事業者主催の研修や放課後児童支援員認定資格研修の受講により、支援員の質の向上につながりました。

【放課後児童クラブ入会児童数】（5月1日時点）

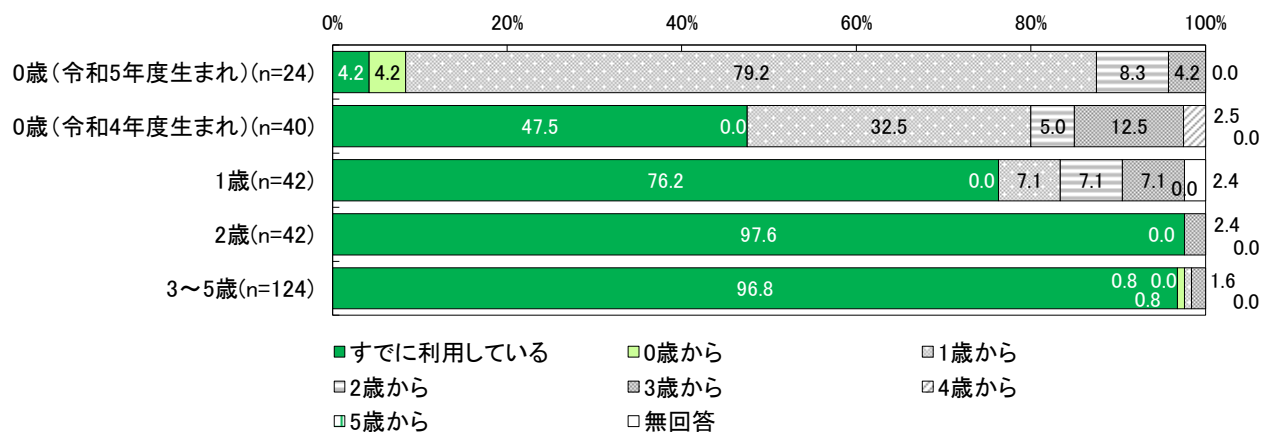
区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
入会児童数（人）	266	223	238	228

- 妊婦とその家族を対象としたマタニティ教室（両親学級）や父親が参加しやすい子育て講座を休日に開催することで、男性の育児参加への意識を高めることにつながりました。

「アンケートの結果」

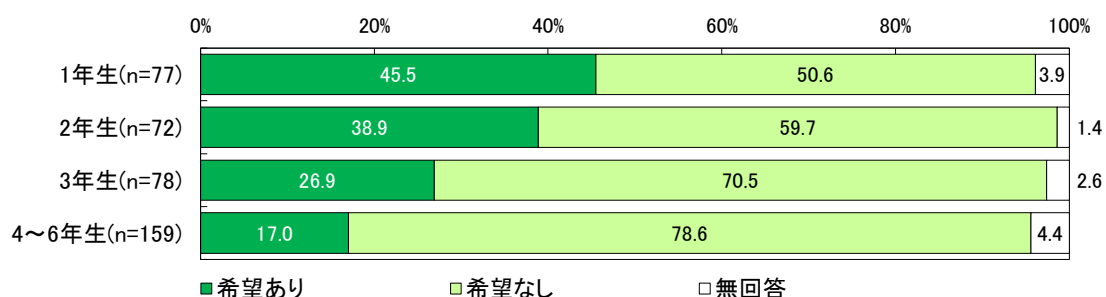
- 教育・保育事業の利用希望について、いずれの年齢層も9割以上が利用したい施設を回答しており、0歳、1歳において、低年齢児から利用を希望する割合が高くなっています。

【教育・保育事業の利用希望開始年齢（就学前児童・年齢別）】

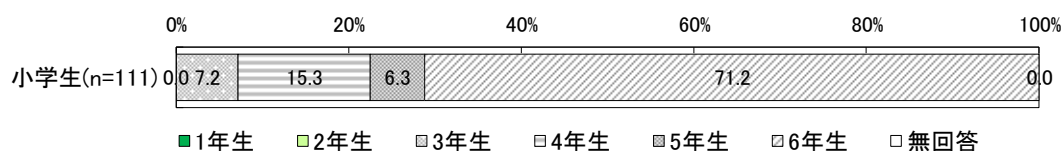


- 放課後児童クラブの利用希望がある割合は、1年生で45.5%、2年生で38.9%となっており、6年生まで利用したいという希望もあります。

【平日の放課後児童クラブの利用希望（小学生・学年別）】

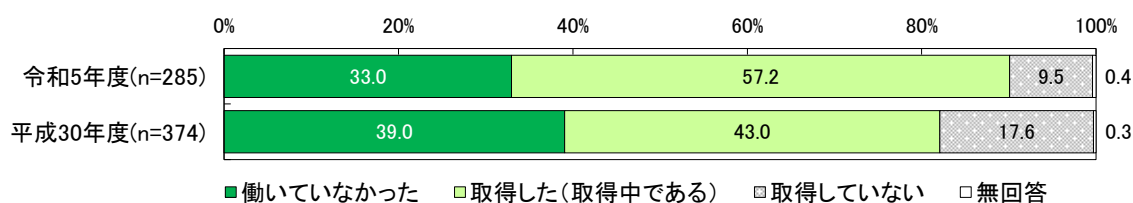


【平日の放課後児童クラブの利用希望終了学年】

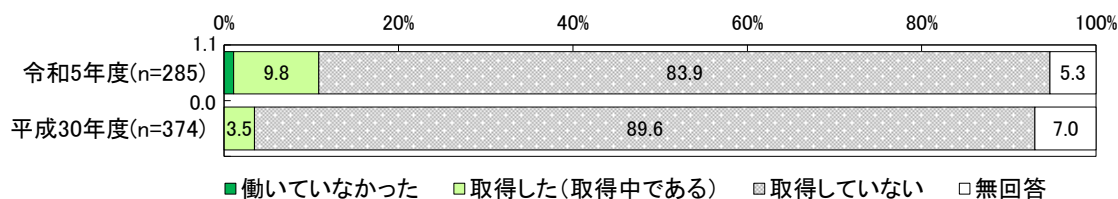


- 育児休業*を取得した割合は、前回調査結果と比較して、母親、父親ともに上昇していますが、父親の取得した割合は約1割と低い状況です。
- 父親が利用した育児休業の制度について、「育休」と回答した割合が64.3%と最も高くなっていますが、「福利厚生的なもの」、「産後パパ育休」も挙がっています。

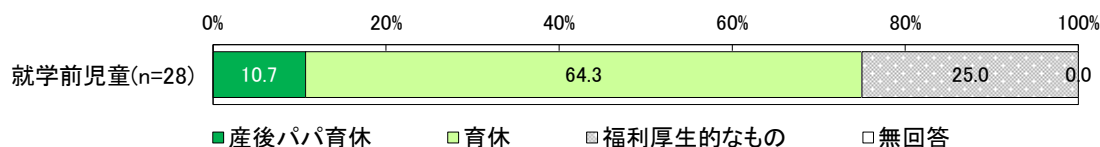
【育児休業の取得状況（母親）（就学前児童・前回調査結果との比較）】



【育児休業の取得状況（父親）（就学前児童・前回調査結果との比較）】

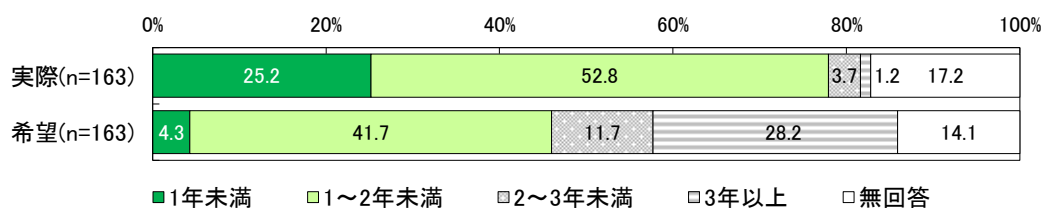


【利用した育児休業の制度（父親）】

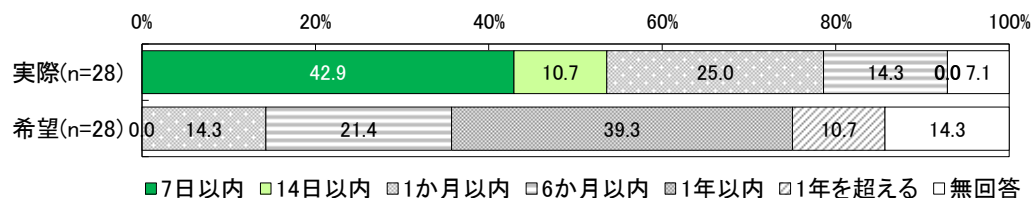


- 育児休業を希望の期間を取得できていない母親、父親がおり、その理由として母親では、「育児休業制度の期間や職場の人員体制等、職場の体制が整っていなかったため」、「希望する保育所(園)に入るために希望よりも早く仕事に復帰した」等が挙がっています。

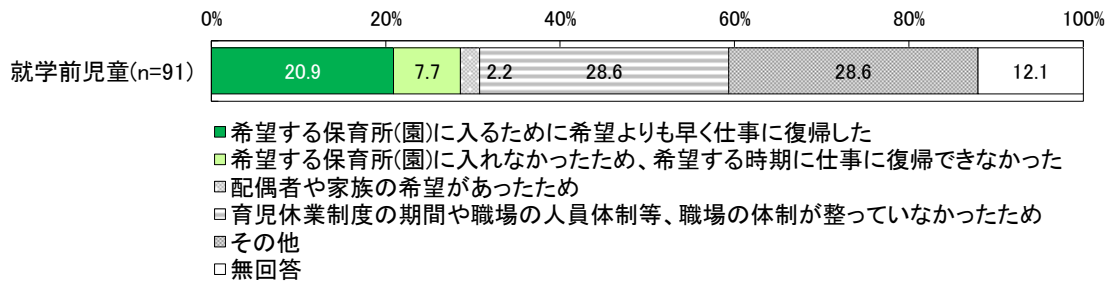
【母親の育児休業取得期間（就学前児童のみ）】



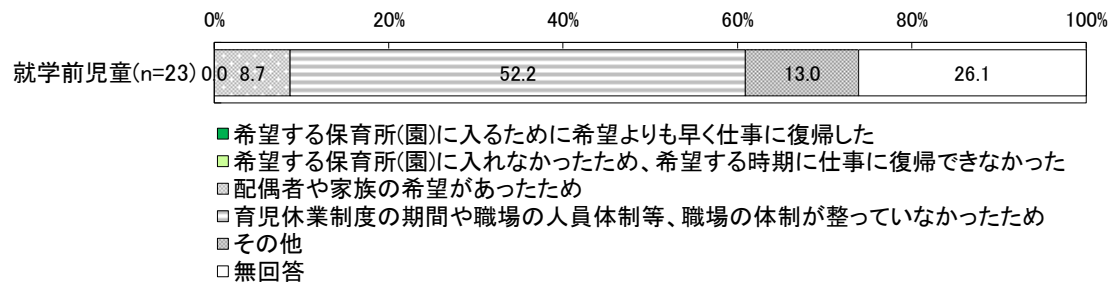
【父親の育児休業取得期間（就学前児童のみ）】



【希望の期間を取得できなかった理由（母親）】



【希望の期間を取得できなかった理由（父親）】



«評価と課題»

◆ 教育・保育事業について

教育・保育の利用者数は、児童数の減少に伴い減少傾向にありますが、3歳未満児で利用を希望する割合は高くなっており、今後もニーズを踏まえた提供体制を維持することが重要です。

また、保護者の就労形態が多様化する中で、備後圏域での広域入所について協議を行い、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを推進する体制を整備しましたが、今後も、病児保育事業の相互受入れ等広域での子育て支援事業実施に向けた取組を推進する必要があります。

◆ ワーク・ライフ・バランス*について

育児・介護休業法の改正により、父親の育児休業取得率が向上しましたが、アンケートの結果では、産後パパ育休等を活用し長期育児休業を取得する父親がいる一方で、職場の体制により希望する期間が取りにくいという父親がいることから、地域の関係機関と連携し、企業等への働きかけを行うことが重要です。

また、共働きの世帯が増加する中、今後もマタニティ教室（両親学級）や父親を対象とした講座の開催等により、父親の育児参加を促す取組が重要です。

3 「社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり」の取組と評価

「主な取組」

- 町内の認定こども園・保育所において医療的ケア児*の受入れができるように体制整備を行い、必要な児童2名を受入れました。
- 発達や発育に心配のある就学前児童の特性に応じた早期の支援を行うため、保護者や関係機関と連携し、親子教室（赤ちゃん教室、ゆったり会、ぐんぐん）を開催しました。

【親子教室延参加家族数】

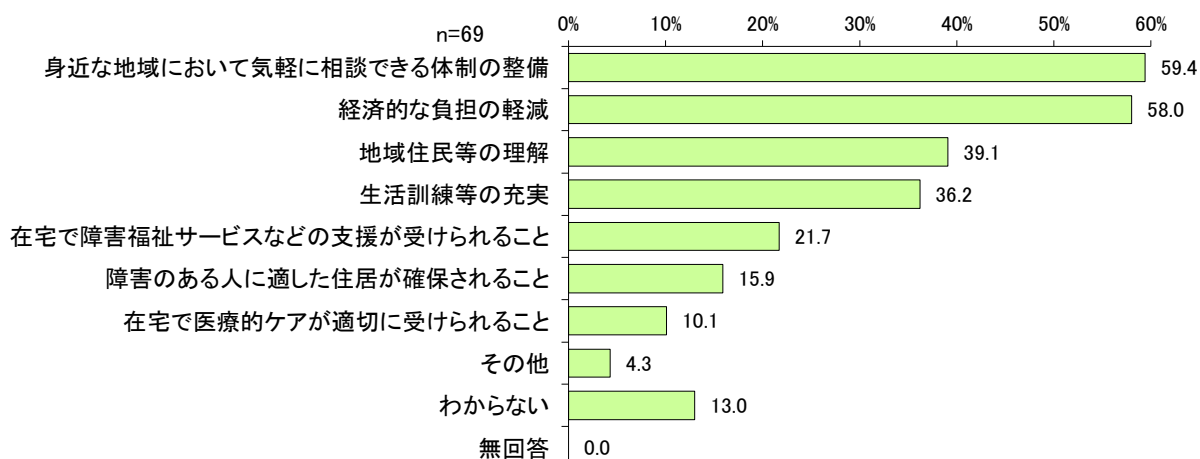
区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
赤ちゃん教室（人）	16	34	50	60
ゆったり会（人）	22	8	15	21
ぐんぐん（人）	22	25	15	20

- ペアレントメンター*事業を開催し、発達障害*への対応について保護者が理解を深める機会につながりました。
- 児童虐待防止の啓発を目的に、中学校・世羅高等学校へのチラシの配付、小学校での大型紙芝居、認定こども園・保育所での劇を通じた啓発等、対象年齢に合わせた啓発活動を実施しました。
- 児童虐待防止月間にあわせ、関係機関職員の質の向上を図るための研修会を実施しました。
- NPO法人子ども家庭生活サポートセンターいとでんわと連携し、「フードパントリー*」の実施を通して、ひとり親家庭や支援の必要な家庭への経済的支援、家庭環境の把握につなげました。

「アンケートの結果」

- 地域で生活するために必要な支援について、「身近な地域において気軽に相談できる体制の整備」、「経済的な負担の軽減」が上位となっています。

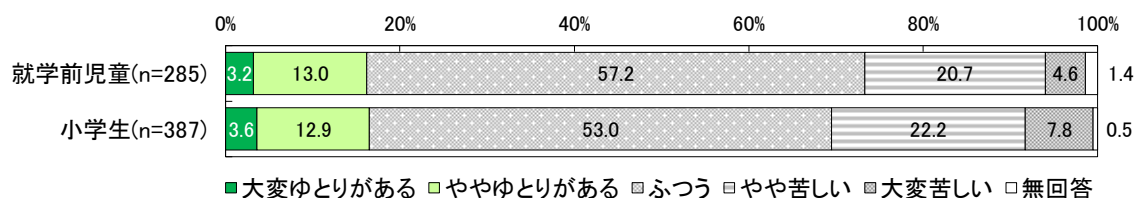
【将来的にも地域で生活するために必要と思う支援（障害のある児童の保護者）】



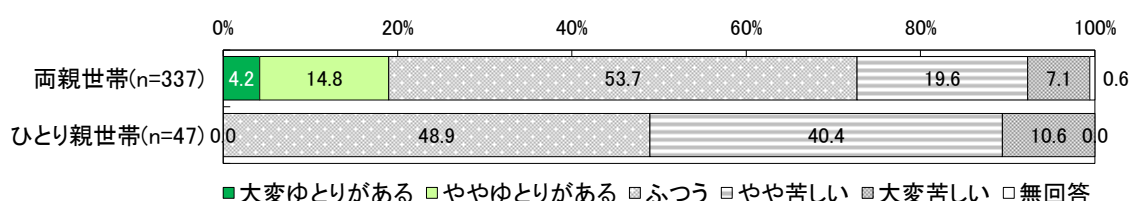
資料：障害者基本計画策定のためのアンケート調査

- 現在の暮らしの状況について、『苦しい』（「大変苦しい」＋「やや苦しい」）と回答した割合が就学前児童で25.3%、小学生で30.0%となっています。
- 『苦しい』と回答した割合は、ひとり親世帯で高くなっています。

【現在の暮らしの状況】



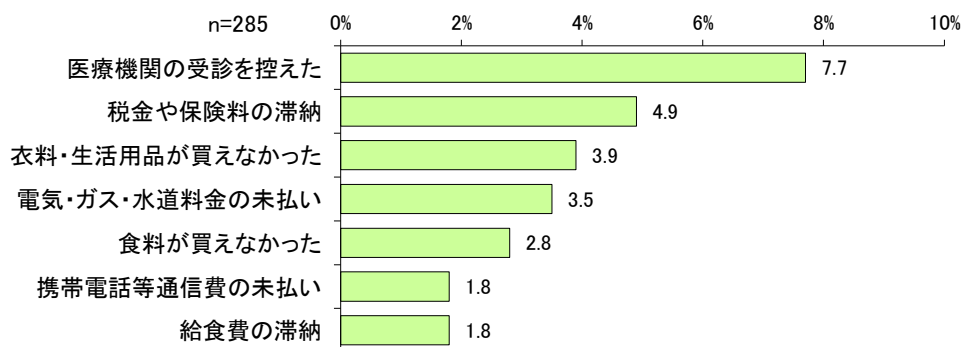
【現在の暮らしの状況（小学生・世帯状況別）】



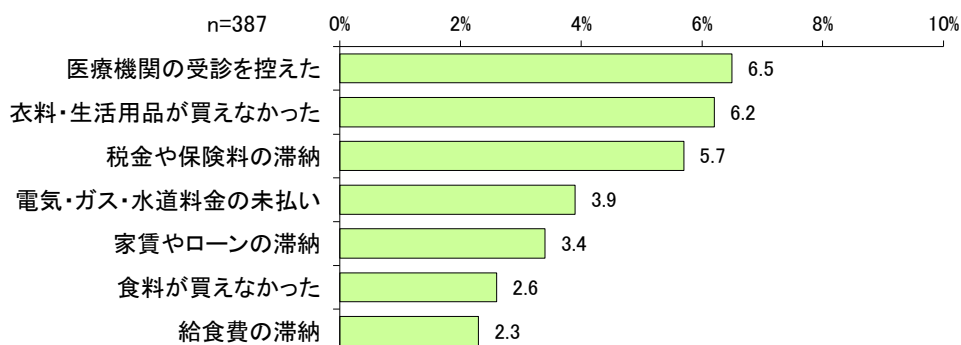
- 1年間に経済的な理由で、医療機関の受診を控えたり、衣料・生活用品、食料を買えなかったりする等の経験があった家庭があります。

【経済的な理由で食料等を買うことができなかったり、支払いができなかったりした経験（上位7項目）】

（就学前児童）



（小学生）



「評価と課題」

◆ 障害のある子どもへの支援について

こどもの発達や発育に心配を持つ保護者に対しての支援を継続して行うとともに、相談しやすく、より早期に相談できる体制づくりを進める必要があります。

◆ 経済的に困難な家庭への支援について

子育て世帯の経済的な課題を解決するための相談や、保護者やこどもが生活の自立を図り、心身ともに健やかに成長するための支援が必要です。

4 「次代を担う子どもが成長する環境づくり」の取組と評価

「主な取組」

- 広島県保育連盟連合会や広島県乳幼児教育支援センター等が開催する研修や幼児教育アドバイザー訪問事業等を活用し、保育士及び保育教諭の保育の質の向上に努めました。
- 年長児の保護者を対象に就学前調査を実施し、小学校就学に向け、保護者の気持ちに寄り添いながら、こどもにとって最適な場所と一緒に考える取組を実施するとともに、小学校入学後の学校生活をスムーズに行えるよう、関係課が連携して取組を進めました。
- 「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会の子育て当事者が主体となり、子育て講座等の開催や、町内中学校や世羅高等学校、広島大学の学生と連携した託児ボランティアやワークショップ等の次世代の親を育成する取組を推進しました。

【次世代育成支援事業への参加者数（中学・高校・大学生）】

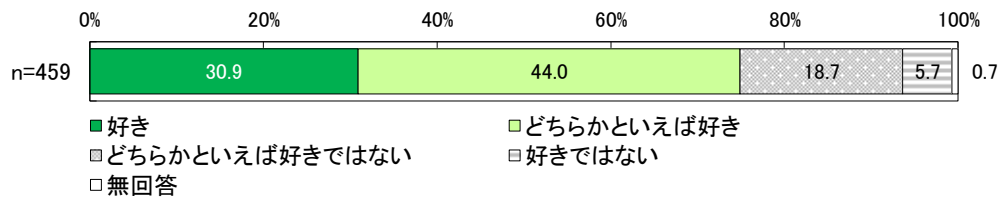
区 分	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
参加延人数（人）	1	10	30	112

- 町内3中学校の中学3年生を対象に、助産師から思春期の発達、性感染症、妊娠・出産、育児等にかかわる話を聞いて、「いのち」の大切さについて学ぶとともに、将来の生き方について考える機会を設ける「性の健康教育講演会」を毎年実施しました。
- 不登校児童や生徒への支援について、家庭や学校、また、家庭や学校以外での居場所をみつけられるよう、関係機関と連携を継続して行いました。

「アンケートの結果」

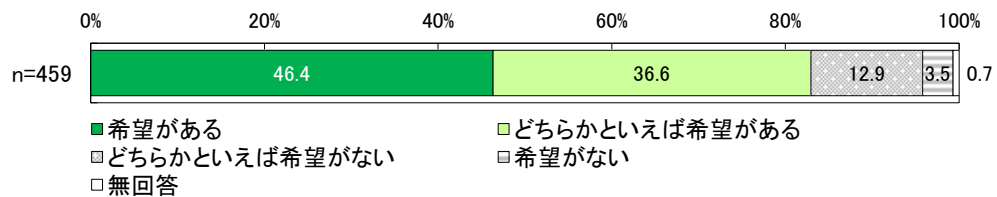
- 自己肯定感^{*}について、自分のことが『好き』（「好き」＋「どちらかといえば好き」）と回答した割合が74.9%となっています。

【自己肯定感（中高生等）】



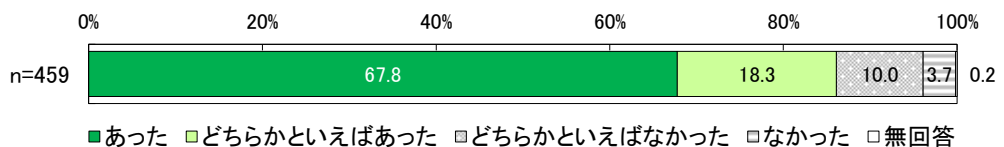
- 将来の『希望がある』（「希望がある」＋「どちらかといえば希望がある」）と回答した割合が83.0%となっています。

【将来への希望の有無（中高生等）】

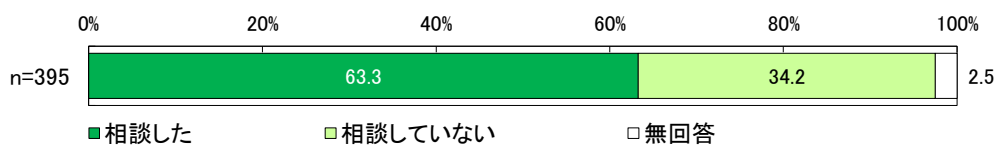


- 落ち込んだり、つらいと思ったりした経験が『あった』（「あった」＋「どちらかといえばあった」）と回答した割合は86.1%であり、その内、「相談していない」と回答した割合は34.2%となっています。

【落ち込んだりつらいと思った経験（中高生等）】



【つらいときの相談の有無（中高生等）】



「評価と課題」

◆ 教育・保育事業について

少子化が進行する中、限られた人材・財源の中で、こどもの保育環境の向上を図りつつ、多様化する保育ニーズにどう対応していくか、施設の適正配置を含め具体的に検討する必要があります。

また、すべてのこどもの育ちを保障するため、認定こども園・保育所、小学校が長期的な視点を持ち、スムーズな就学連携を行えるよう、今後ともこの取組を継続していく必要があります。

◆ こども・若者への相談支援について

心の不安や悩み等を抱えるこどもたちやその保護者に対して必要な支援が行えるよう、専門的な相談窓口を設ける等の体制づくりが必要です。

5 「地域の子育て力向上に向けた体制づくり」の取組と評価

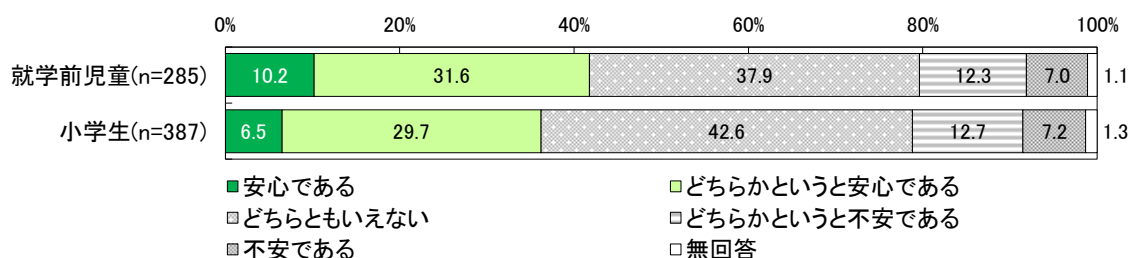
「主な取組」

- 子育て世代包括支援センターだっこ地域子育て支援センターの関係職員が連携する会議を実施することで情報共有を図ったり、町内施設を活用した合同広場を開催したりする等、子育て世帯が参加しやすい子育て事業を推進しました。
- 「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会の子育て当事者が主体となり、子育て世帯への情報発信を行うとともに、新型コロナ感染症感染拡大の影響によって子育てイベント等が制限される中で、町内事業所（子育て応援事業所）にエコバック・スケッチブックの設置を依頼したり、車につけるマグネット（Baby in car）を配付したりする等、子育て活動をPRしました。
- 母子保健推進員が、認定こども園・保育所に入園・入所していない児童のいる家庭を訪問し、毎月1回情報誌「だっこカレンダー」を配布する等、地域の身近な相談者として、子育て世代包括支援センターだっこ在宅家庭の橋渡しを行いました。
- ファミリー・サポート・センター等において、人材育成を目的とした研修会を開催しました。
- 青色回転灯を装備した車両（青パト）や子ども110番、登下校時の見守り等、地域でのこどもの見守りを行いました。
- 関係機関が連携を図り、交通安全教室やイベントの実施、小学1年生へ防犯ブザーの配付、町内中学校及び世羅高等学校の1年生へワイヤーロックを配付する等、こどもを事故や犯罪、災害の被害から守るための方法について、こどもの時から意識付けを行いました。

「アンケートの結果」

- 子育てが地域に支えられている実感として、『安心である』（「安心である」＋「どちらかというと安心である」）と回答した割合は、就学前児童で41.8％、小学生で36.2％となっています。

【子育てが地域に支えられている実感】



《評価と課題》

◆ 関係機関・団体等との連携について

子育て世代包括支援センターだっこは地域の関係機関と連携しながら在宅子育て支援事業を行い、子育て世帯が参加しやすい子育て事業の取組を進めていますが、現在は施設内に常時利用できる子育て広場が確保できていないため、切れ目のない支援を実施するためにも、利用しやすい場所を確保することが必要です。

地域で子育て世帯を支えるため、「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会や母子保健推進員等の活動を推進し、連携を図り、子育て支援の取組を行うことが重要です。



■ ■ 第4章 計画の基本理念と方向性 ■ ■



せらら©世羅町

第4章 計画の基本理念と方向性

1 基本理念

キャッチフレーズ

つながりあい・笑顔あふれる・未来の輪

明日の世羅を担うすべての子どもたちが、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域の実現をめざします。

2 計画の基本目標

基本目標1 子ども・若者の成長を支える地域づくり

- 子ども・若者の意見表明の機会の充実を図るとともに、子ども・若者、保護者、支援者、地域がこどもの権利に関する理解を深めるための情報提供や啓発を行います。
- 地域の子育てにかかわる機関や団体が連携を図り、一体となって地域の子ども・若者の育ちや子育てを支援する体制を強化するとともに、地域で子ども・若者を見守る環境づくりを進めます。
- 子ども・若者のすべてのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、多様な体験・遊びができる機会の充実を図るとともに、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

基本目標2 子ども・若者・子育て家庭の安心を支える環境づくり

- 安全・安心な妊娠・出産、育児不安の軽減、こどもの発達支援等、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。
- 子ども・若者の心身の健康が確保されるよう、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実等、切れ目のない保健・医療を提供します。
- 親が主体的に子育てについての責任を果たすことができるよう、子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、経済的負担の軽減を図ります。
- こどもが快適な環境の中で生まれ育ち、いきいきと活動できるよう、地域の生活環境等の整備を推進するとともに、事故や犯罪、災害、有害な環境から子どもを守るための地域づくりを推進します。

基本目標 3 支援を要するこども・若者と家庭を支える環境づくり

- 障害があるこどもが健やかに成長し、自分らしく成長することができるよう、教育・保育の充実を図るとともに、相談支援や障害福祉サービスの提供等、こどもと家庭への支援の充実を図ります。
- 児童虐待を未然に防止するため、相談や地域の支援体制の充実を図るとともに、虐待に気づき、迅速に対応するため、啓発の推進、関係機関との連携強化を図ります。
- こどもの貧困対策を推進するとともに、ひとり親家庭やヤングケアラー等、困難な状況にあるこどもと家庭への支援の充実を図ります。

基本目標 4 こども・若者の成長と自立を支える環境づくり

- 発達の段階に応じた質の高い就学前の教育・保育を提供するとともに、こどもが「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」ことができるよう、教育環境の充実を図ります。
- 若者が希望を持って社会で活躍することができるよう、自立を支援する取組とともに、次代の親となる若者がこどもを産み、育てることの尊さを学ぶ機会の充実を図ります。

基本目標 5 子育てと仕事を両立できる環境づくり

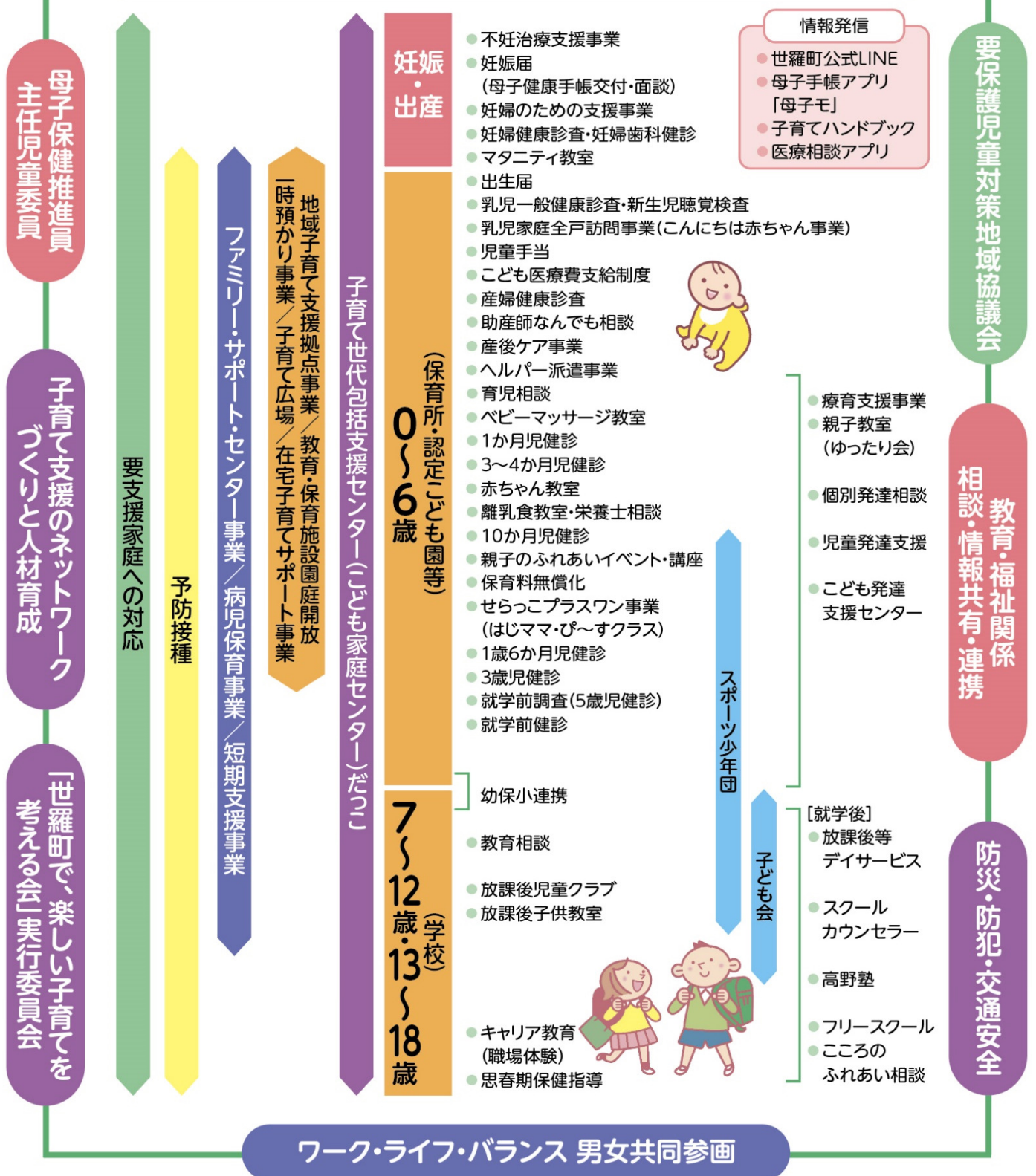
- 人口の動向と教育・保育等のニーズを的確に把握し、認定こども園・保育所等の教育・保育事業、多様な働き方に対応した保育事業及び放課後児童クラブの充実を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての意識啓発を推進するとともに、子育てと仕事の両立を支援する職場の環境づくりに向けて関係機関等への働きかけを行います。



3 計画の体系

基本目標	基本施策	取組
1 こども・若者の成長を支える地域づくり	1 こども・若者が権利の主体であることの啓発 2 地域の子育て力の向上 3 多様な居場所・活躍の場づくり【重点】	(1) こども・若者の意見表明の機会の充実 (1) 子育て支援ネットワークの強化 (2) 仲間づくりの場の充実 (3) 地域の子育て力の向上 (1) 居場所づくりの推進 (2) こども・若者が活躍できる場づくり
2 こども・若者・子育て家庭の安心を支える環境づくり	1 親・こども・若者への切れ目のない保健・医療の推進【重点】 2 保護者等の主体的な子育ての支援の充実 3 こどもや子育て家庭にやさしい社会環境の整備	(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備 (2) こどもの心身の健やかな育ちや発達支援の充実 (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進 (4) 食育の推進 (1) 相談・情報提供体制の充実 (2) 多様な状況に応じた子育て支援の充実 (3) 経済的負担の軽減 (4) 親の子育て力の向上 (1) こどもや子育てに配慮したまちづくりの推進 (2) こどもを見守る体制づくり
3 支援を要するこども・若者と家庭を支える環境づくり	1 障害児・者施策の充実 2 こども・若者の人権を守る環境づくり 3 困難な状況等にあるこども・若者と家庭への支援の充実【重点】	(1) 療育*・教育体制の整備 (2) 相談・支援の充実 (1) 児童虐待を防止するための環境づくり (2) 地域の関係機関との連携強化 (1) こどもの貧困対策の推進 (2) 経済的に困難な家庭の自立支援の充実 (3) 困難な状況にあるこども・若者と家庭への支援の充実
4 こども・若者の成長と自立を支える環境づくり	1 教育環境の充実 2 若者の自立を支える地域の環境づくり【重点】	(1) 就学前教育・保育の充実 (2) 幼保小連携の強化 (3) こどもの生きる力の育成 (4) 不登校児童・生徒への支援 (1) こどもを産み育てることに関する意識の醸成 (2) 若者の自立や定住を支援する環境づくり
5 子育てと仕事を両立できる環境づくり	1 子育てと仕事を両立するための支援の充実【重点】 2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 多様な保育の充実 (2) 放課後等の居場所の充実 (1) 働く場の子育て支援の促進 (2) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進

世羅町のこども・若者・子育て支援の流れ



■ ■ 第5章 施策の展開 ■ ■



せら坊©世羅町

第5章 施策の展開

基本目標 1 こども・若者の成長を支える地域づくり

基本施策 1 - 1 こども・若者が権利の主体であることの啓発

(1) こども・若者の意見表明の機会の充実

すべてのこども・若者が希望を持って健やかに育つことができるよう、こどもの権利について、こども・若者自身や周りのおとなに対する周知・啓発等を推進します。

こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見形成・表明に関する支援を行います。

No	項目	事業内容
1	こどもの権利に関する啓発の推進 (子育て支援課・学校教育課)	こども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画や、その基となるこども基本法、こどもの権利条約*の内容等、こどもの権利について、周知・啓発及び教育を推進します。 また、保護者や保育士、教職員等、こども・若者の周りのおとなが、こども・若者の権利やその尊重の必要性を理解し、実践できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。
2	こども・若者の意見を施策に反映させる仕組みづくり (子育て支援課・企画課)	こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、方策や施策に反映する仕組みを推進するとともに、声をあげにくいこども・若者から意見を聴く方法についても検討を進めます。

基本施策 1 - 2 地域の子育て力の向上

(1) 子育て支援ネットワークの強化

子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有する等、地域の関係機関との連携強化を図ります。

No	項目	事業内容
3	町内の子育て支援関係機関との連携 (子育て支援課)	子育て世代包括支援センターだっこ（世羅町こども家庭センターへ移行）が中心となり、認定こども園・保育所と連携会議を持ち、町全域での子育て支援の展開や教育・保育等の方法についての協議を行います。 併せて、要支援家庭への個別対応について関係機関との連携を図ります。
4	母子保健推進員との連携 (子育て支援課)	地域での子育てを支えるために活動する母子保健推進員と連携を図り、子育て支援の取組を推進します。

(2) 仲間づくりの場の充実

子育てをする親同士や子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、子育てをしている当事者や支援者の活動を支援するとともに交流の場の情報を提供します。

No	項目	事業内容
5	「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会への支援 (子育て支援課)	子育てをしている当事者や支援者が中心となって活動している「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会が中心となって実施する育児講座や、子育てをしている保護者や地域全体を対象とした子育てイベントの企画運営を積極的に支援します。 また、町内にある子育て関連施設の利用促進を図るため、「たいたいマップ」の改訂版発行に向け、支援を行います。
6	仲間づくりの場の情報提供の充実 (子育て支援課)	母子手帳アプリ「母子モ」等を活用しながら、地域子育て支援センターや子育て広場、地域の子育て支援団体の活動等の情報提供の充実を図ります。
7	子育て広場での親同士の交流 (子育て支援課)	自治センターや認定こども園・保育所において、誰でも交流できる親同士の集まれる場を設定し、親同士や地域の人とのつながりを深めます。

(3) 地域の子育て力の向上

地域の子育て力の向上を図るため、地域で子育てを支援する活動を促進するとともに、地域全体が子育てを支援する意識を醸成します。

No	項目	事業内容
8	子育てを支援する人材の育成 (子育て支援課)	広島県や広島大学等からのアドバイスや支援を受けながら、町内の子育て支援をする人材の育成を行います。 また、各地域やファミリー・サポート・センター等において子育て支援をする人材を育成し、地域の子育て力の向上を図ります。
9	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (子育て支援課)	提供会員により、依頼会員が必要となる支援（預かり、送迎）を行います。 また、アドバイザー（世羅町社会福祉協議会）との連携を密にし、実働できる会員の拡大を図るとともに、会員の確保や資質の向上のための研修会、交流会の充実を図ります。
10	1歳の誕生日の紹介 (子育て支援課・企画課)	1歳の誕生日を迎えるこどもをケーブルテレビや広報誌で紹介し、世羅町のこどもを地域みんなで育てる意識の向上を図ります。
11	世代間交流の実施 (子育て支援課)	各関係機関や地域の団体と連携を図り、乳幼児・小学生・中学生・高校生から保護者、そして祖父母世代が異世代で交流できる場の企画、運営を行い、子育てしやすいまちづくりをめざします。

基本施策 1 - 3 多様な居場所・活躍の場づくり【重点】

(1) 居場所づくりの推進

すべてのこども・若者が安心して過ごせるよう、多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、多世代との交流促進等を推進します。

No	項目	事業内容
12	教育相談所「高野塾」の設置 ----- (学校教育課)	心の不安や悩みから学校に行けない児童・生徒を対象に自立や学校復帰のための集団指導や学習支援を行うことを目的に高野塾を設置しています。 教育相談員が、町内児童・生徒、保護者を対象に電話相談や面接相談を実施します。
13	放課後子供教室の充実 ----- (社会教育課)	地域の住民等の協力を得ながら、すべての児童を対象に行っている体験活動や地域住民との交流活動等を、放課後児童クラブとの連携が図れるよう事業内容を検討します。
14	居場所づくりの推進 ----- (子育て支援課・福祉課・健康保険課)	世羅保健福祉センター等、地域の施設を活用し、すべてのこども・若者が気軽に立ち寄れる居場所づくりを推進します。 また、関係機関と連携を図り、町内の事業所等を活用したひきこもり状態にあるこども・若者の居場所の確保等に取組みます。

(2) こども・若者が活躍できる場づくり

すべてのこどもが地域の人とともに様々な体験活動を行うことができ、活躍できる場づくりを推進します。

No	項目	事業内容
15	こどもの体験活動事業の実施 ----- (社会教育課)	すべてのこどもの安全で健やかな成長のための居場所づくりとして、放課後子供教室や、歴史体験講座等の体験活動を中心としたこども向け事業を展開します。
16	子ども会の育成支援 ----- (社会教育課)	いろいろな活動を通じてこどもたちが集まり、様々なイベントに参加することで、こどもの成長、社会性を図るため、子ども会の活動への支援を行います。
17	児童と高齢者の交流 ----- (子育て支援課・学校教育課)	町内のボランティアグループと連携を図り、認定こども園・保育所、小学校の児童と、地域の高齢者のふれあい交流を行います。
18	スポーツ活動の推進 ----- (社会教育課)	スポーツ少年団（野球、バスケットボール、バレーボール、剣道、空手、サッカー等）や総合型地域スポーツクラブの活動への支援を行います。
19	「地域の手づくり文化芸術祭」の開催 ----- (社会教育課)	地域の中学生・高校生とおとなが企画運営に参画し、文化ホールを使って開催するイベントについて、参画者が主体的に計画から打ち合わせ、準備と運営を行えるよう、支援します。

基本目標2 こども・若者・子育て家庭の安心を支える環境づくり

基本施策2-1 親・こども・若者への切れ目のない保健・医療の推進【重点】

(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦や乳幼児の健康を確保するための支援を行うとともに、育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

No	項目	事業内容
20	こども家庭センターの設置・運営 ----- (子育て支援課)	世羅町こども家庭センターを設置し、妊産婦等から様々な相談に応じ、産婦健診や助産師相談、産後ケア等必要なサービスにつなぐ等、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援（ネウボラ）*を提供し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進します。
21	妊産婦健康診査 ----- (子育て支援課)	妊産婦健康診査補助券等を交付し、妊娠中から産後の母体の健康管理に努め、母性とこどもの健康づくりを推進します。 また、里帰り出産等にも対応できるよう、県外での受診についても引き続き補助を行います。
22	妊娠中の相談・支援 (妊婦等包括相談支援事業) ----- (子育て支援課)	妊娠届出時やマタニティ教室の機会を利用した妊娠中の不安に対応する相談や家庭訪問により、育児不安の軽減を図ります。 また、父親の日常的な育児につながるよう、マタニティ教室等へ父親が参加しやすい体制づくりを進め、こどもの健康やこどもとのかかわり方、家族が協力して育児を行うことの重要性等の啓発を行います。 さらに、マタニティマーク*の普及等妊産婦に優しい環境づくりを推進します。
23	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援） ----- (子育て支援課)	妊娠届出時より、妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産や子育ての見通しをたてるための面談や継続的な情報発信を行うことで必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。
24	不妊治療支援事業 ----- (子育て支援課)	県の制度を紹介し、最先端の不妊治療に関する相談や治療を受けられるよう支援します。 不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の負担軽減により不妊治療が受けやすい環境を整備するため、県の不妊治療支援事業に加え、町においても不妊治療費の補助を継続して行います。

(2) こどもの心身の健やかな育ちや発達支援の充実

こどもが健やかに成長できるように支援を行うとともに、小児医療体制の確保に努めます。

No	項目	事業内容
25	乳児家庭全戸訪問事業・ 在宅子育て家庭訪問 (子育て支援課)	保健師・助産師等が連携して出産後に家庭を訪問し、適切な指導や子育てに関する情報の提供、相談対応を行うことにより、こどもの健全な発育・成長を促します。 また、必要に応じて、在宅子育て家庭への訪問を実施し、親子が孤立せず、地域で安心して子育てができるように支援します。
26	産前・産後サポート事業 (子育て支援課)	助産師による相談等、専門的な支援を行います。 また、母子保健推進員による月1回の家庭訪問において、母親の相談に対応し、子育て支援課につなぎます。
27	産後ケア事業 (子育て支援課)	助産院や産婦人科のある病院において、宿泊や日帰りで母親の心と身体の回復を図るとともに、家族が育児について学ぶ機会を提供します。 また、助産師等が家庭訪問を行い、乳房マッサージ等個々の状況に応じた心身のケアや育児のサポートを行います。
28	乳幼児健康診査 (子育て支援課)	乳幼児の健康状態の管理や異常の早期発見・早期対応を図るため、3～4か月児、10～11か月児、1歳6か月児、3歳児に集団健康診査を実施し、保護者に適切な保健指導を行います。 また、各保育所等との連携を強化し、健康診査未受診者への受診勧奨を図ります。
29	乳幼児健康診査後の相談 支援 (子育て支援課)	乳幼児健康診査後の相談として臨床心理士が個別の対話を行い、保護者の育児不安やこどもへの対応の方法を伝え、必要に応じて発達検査を行います。
30	子育て世帯ヘルパー等訪 問事業 (子育て支援課)	18歳未満のこどもがいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行います。
31	母子保健推進員の活動支 援 (子育て支援課)	地域での身近な子育ての相談役である母子保健推進員を育成するとともに、活動を支援します。
32	定期予防接種・任意予防 接種 (子育て支援課)	定期予防接種、任意予防接種を適切な時期に接種できるよう、接種券の交付や接種勧奨を行います。
33	こどもの健康を守るための禁 煙・分煙・禁酒の推進 (子育て支援課)	妊娠期の喫煙・受動喫煙*、飲酒の有害性についての理解を促すため、妊娠期からの啓発を実施します。

No	項目	事業内容
34	医療体制の整備 (健康保険課・子育て支援課)	公立世羅中央病院を拠点病院として位置付け、小児医療機能を確保します。 医療従事者（医師・看護師等）の恒常的な不足に対応するため、院内保育の実施等、仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境の整備を行うことにより、離職防止や再就業の促進を図ります。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

学童期、思春期、成人期の心身の健康が確保されるよう、性や喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の充実を図るとともに、健康づくりの支援、こども・若者の自殺対策の啓発を図り、関係機関と連携し切れ目のない保健対策を推進します。

No	項目	事業内容
35	性に関する健全な意識の啓発 (学校教育課・子育て支援課)	小・中学校において、様々な教材を活用して性の保健指導を実施します。 性と健康に関する知識を身に付け、生命の尊さや家族の大切さを知り、将来の妊娠・出産・育児等の親の役割について認識し、責任のある行動がとれる自立したこどもを育成します。 また、家族とも話をし、自分のこととして捉えることができるような取組を進めます。
36	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実 (健康保険課)	関係機関と連携を図り、学校において、未成年者に喫煙や飲酒、薬物の健康への影響についての啓発を行います。
34 再掲	医療体制の整備 (健康保険課・子育て支援課)	公立世羅中央病院を拠点病院として位置付け、小児医療機能を確保します。 医療従事者（医師・看護師等）の恒常的な不足に対応するため、院内保育の実施等、仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境の整備を行うことにより、離職防止や再就業の促進を図ります。
37	こども・若者の自殺対策の取組 (健康保険課・福祉課・学校教育課・子育て支援課)	こども・若者の相談体制の充実を図るとともに、SOSの出し方に関する教育を推進します。
38	スクールカウンセラー*の配置 (学校教育課)	県事業を活用して学校にスクールカウンセラー（非常勤）を配置し、児童・生徒へのカウンセリング及び教職員や保護者に対する助言・援助等を実施します。
39	臨床心理士による教育相談 (学校教育課)	臨床心理士による教育相談を町内2会場で実施します。 毎月の実施に加え、学校訪問等を設け、個のニーズに応じた教育相談の充実を図ります。

No	項目	事業内容
40	子宮頸がん検診の実施 (健康保険課)	20歳以上の女性を対象とし、子宮頸がん検診を実施します。 また、健診の重要性や実施について普及啓発を行います。
41	ひきこもり等への支援 (健康保険課・福祉課・ 学校教育課・子育て支援課)	関係機関と連携し、ひきこもり状態が長期化することのないよう、当事者やその家族が必要な時に適切な支援につながる ことができる体制の充実を図ります。

(4) 食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育てることができるよう、こどもの成長に応じた食育を推進します。

No	項目	事業内容
42	食育の啓発 (健康保険課・子育て支援課)	世羅町食育推進計画に基づき、町の管理栄養士を中心に、地域の特性を活かした食育を推進します。食に対して興味を持ち、料理をする楽しさを知り、料理ができるこどもを育てるため、料理教室の開催やケーブルテレビ等を活用した啓発を行います。
43	乳幼児期からの食育の推進 (子育て支援課)	栄養相談や離乳食教室、乳幼児健康診査等を通じ、管理栄養士が健康管理や離乳食等の栄養指導を行います。 また、妊娠期から食に関する継続した指導を行うことにより、望ましい食習慣が確立できるように支援します。
44	認定こども園・保育所における食育の推進 (子育て支援課)	認定こども園・保育所において食育計画の策定を行い、計画的な食育指導を行います。 菜園活動を通じた食育体験活動や、毎月「世羅のふるさとの給食」の日に地場産の食材を利用した給食提供を実施する等の取組を行います。
45	学校における食育の推進 (学校教育課)	毎月19日を「楽しく食べよう世羅のふるさと給食」（食育の日）とし、地域の食材を利用した給食の提供や、地場産の食材を利用した学習等を行います。 また、学校において、野菜や米づくり等の菜園活動における調理実習、「給食だより」による啓発等を通じて計画的に食育を推進します。
46	子育て世代食育推進事業 (子育て支援課)	認定こども園・保育所の給食において世羅町の地場産の食材を積極的に使用し、食に関する興味や関心を高めます。 認定こども園・保育所等を利用していないこどもを持つ世帯へ食育に関する情報を発信し、家庭での食育を推進します。

基本施策 2 - 2 保護者等の主体的な子育ての支援の充実

(1) 相談・情報提供体制の充実

子育てに関するあらゆる情報が、すべての子育て家庭に伝わる情報提供体制づくりを進めるとともに、気軽に相談できる場や様々な問題に適切に対応する相談体制の充実を図ります。

No	項目	事業内容
47	子育てに関する相談の充実 (利用者支援事業こども家庭センター型) ----- (子育て支援課)	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供するため、世羅町こども家庭センターを設置し、引き続き保健師・保育士・栄養士等による育児相談、育児指導等を行い、相談体制の充実を図るとともに、支援を必要とするこどもや妊産婦のサポートプランの作成や支援につなぐ連絡調整を行います。
48	世羅保健福祉センターの改修 ----- (子育て支援課)	世羅保健福祉センターの改修を行い、プライバシーに配慮した相談室・身体測定のできる場所の確保や子育て家庭の親子がいつでも交流できる室内の居場所として授乳室・オムツ交換室・トイレを併設したフリースペースの設置等により、子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、子育て家庭の交流の場やこども・若者の居場所づくりを推進します。 また、個人情報保護のための倉庫や関係機関連携のための会議室の整備を行います。
49	在宅子育てサポート事業 (すくすく子育てすまいるプラン) ----- (子育て支援課)	認定こども園・保育所等を利用していないこどもを対象とし、日用品の購入や記念撮影、一時預かりの利用料等の助成を行います。
50	子育て情報の発信 ----- (子育て支援課)	町の広報誌やケーブルテレビ、母子手帳アプリ「母子モ」、子育て情報誌を通じて、町内で行われる子育てに関するイベントや子育て広場の紹介を行うとともに、子育てに関心を持ち、子育てに役立てられるような情報を紹介、提供します。 併せて、認定こども園・保育所と連携を図り、必要な人に必要な情報が届くよう、提供体制の充実を図ります。
51	母子手帳アプリ「母子モ」による情報提供 ----- (子育て支援課)	母子手帳アプリ「母子モ」による情報配信を行います。また、サービス拡充について検討を進めます。
52	子育てハンドブックの交付 ----- (子育て支援課)	母子健康手帳交付時や転入手続き時に、世羅町の子育てに関する情報を網羅した冊子を交付します。
53	外国につながるこども*と家庭への支援の充実 ----- (子育て支援課・学校教育課)	外国人のこどもや、両親が国際結婚のこども等の外国につながるこどもとその家庭が、子育て支援やその他の支援を円滑に利用できるよう、相談・情報提供体制の充実を図ります。

(2) 多様な状況に応じた子育て支援の充実

保護者のリフレッシュや緊急時の保育サービス、子育て中の親同士が交流する場や相談・情報を提供する等、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援の充実を図ります。

No	項目	事業内容
54	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課)	認定こども園において、子育て関連情報の提供や子育て広場の開催、子育て及び子育て支援に関する講座等を実施する等、子育てに関する相談や子育てに不安のある家庭のサポートを行います。
55	保育所における子育て支援 (子育て支援課)	保育所において、在宅で子育てをしている親の身近な相談の場・集いの場となるよう、子育て情報の提供や地域と連携を図りながら乳幼児に応じた遊びや活動を提供することで、子育て不安の軽減を図ります。
56	認定こども園・保育所の開放 (子育て支援課)	定期的に認定こども園・保育所を開放し、在宅で子育てしている親子が安心していろいろな遊具で遊んだり、友だちとふれあったりする場を提供します。
57	一時預かり事業 (子育て支援課)	保護者の傷病や冠婚葬祭、リフレッシュ、その他急に用事ができた時にこどもを預かるサービスを実施します。
58	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) (子育て支援課)	保護者が仕事や病気等の理由で一時的にこどもの保育が困難になった際や、保護者の休息の目的等のため、こどもの児童養護施設での短期の入所や夜間の預かりを行います。
59	こども誰でも通園制度 (子育て支援課)	満3歳までの未就園児を対象として、就労要件を問わず、月一定時間の預かりを行います。
9 再掲	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (子育て支援課)	提供会員により、依頼会員が必要となる支援（預かり、送迎）を行います。 また、アドバイザー（世羅町社会福祉協議会）との連携を密にし、実働できる会員の拡大を図るとともに、会員の確保や資質の向上のための研修会、交流会の充実を図ります。
60	ブックスタート事業 (社会教育課)	赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくりとふれあうひとときを持つきっかけづくりを目的として、乳児健康診査に合わせて何種類かの絵本の中から好きな1冊を配付します。さらに、こどもの自発的読書活動を促すための展開を図ります。
61	セカンドブック事業 (社会教育課)	自発的な読書活動が行えるようになるタイミングとし、小学校1年生を対象に、何種類かの本の中から選んだ好きな1冊とともに、年齢に合った本のリストを贈呈します。
62	デジタル技術を活用した子育て支援・教育の提供 (子育て支援課・学校教育課)	デジタル技術を活用した切れ目のない子育て支援や教育サービスの提供を推進します。

(3) 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに定住を促進するため、保育料や家賃等の助成を行います。

また、今後の国・県の動向を踏まえ、教育費や養育に要する費用、医療費の負担軽減を図るための助成を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

No	項目	事業内容
63	保育料の軽減 (子育て支援課)	子育て家庭の経済的負担の軽減や定住の促進を目的とし、認定こども園・保育所等に通う3歳未満児の保育料を無償とする経済的支援を実施します。
64	子育て家庭家賃補助事業 (子育て支援課)	町内の民間賃貸住宅に居住しており、対象要件をすべて満たしている子育て家庭に対し、家賃の一部を補助金として支給します。(限度額あり)
65	児童手当 (子育て支援課)	家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な成長を目的とし、18歳到達の年度の末日までの児童を養育している家庭に手当を支給します。
66	乳幼児医療費支給制度 (健康保険課)	町内に居住している出生から就学前の乳幼児が入院・通院した場合に、必要な医療費の自己負担の一部を支給します。 (所得制限あり)
67	こども医療費支給制度 (健康保険課)	町内に居住している出生から18歳到達の年度の末日までのこどもが入院・通院した場合に、必要な医療費の自己負担の一部を支給します。(乳幼児医療費支給制度の対象を除く。所得制限なし)
68	未熟児養育医療制度 (子育て支援課)	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児であって、指定養育医療機関の医師が治療を必要と認めた場合、その治療に必要な医療費の給付を行います。
69	任意予防接種の助成 (子育て支援課)	任意予防接種の助成を行い、感染症の予防に努めるとともに、経済的負担の軽減を図ります。
70	子育て応援事業 (経済的支援) (子育て支援課)	妊娠届出を行った妊婦や生まれたこどもの養育者を対象とし、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担軽減を図るため、給付金を支給します。
71	出産祝金支給事業 (はぴはぴ事業) (子育て支援課)	世羅町に住み続ける予定の家庭を対象とし、出生届出時に祝金を支給します。

(4) 親の子育て力の向上

こどもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てにかかわる情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の提供の充実を図ります。

No	項目	事業内容
72	家庭教育研修会の開催 (社会教育課)	家庭の教育力向上を図るため、家庭教育推進協議会を中心とし、小・中学校、認定こども園・保育所の保護者等を対象に講座を開催します。
73	「親の力」を学びあう学習プログラムの推進 (社会教育課)	ファシリテーター*（進行役）のグループ「Pクラブせら」と連携し、「親の力」を学びあう学習プログラムを活用した講座の普及を図るとともに、新たなファシリテーターを養成します。
74	親の力向上プログラム講座 （はじママ・ぴ〜す） (子育て支援課)	初めて母親になる人を対象として連続講座を行い、親子の関係性や発達に応じたこどもの関わり方等の知識や方法について学ぶとともに、母同士のつながりづくりの機会を提供します。 また、2人以上のこどもを育てている母親の悩みや思いを聞く場を設け、母親の負担の軽減を図ります。
75	家族を対象とした講座の開催 (子育て支援課)	父親や家族同士のつながりづくりや、家族みんなが育児に参加するための講座を実施します。
76	交流の場の提供 (子育て支援課)	子育て広場等、子育て中の親子が気軽に交流でき、子育てについて親同士が相談・解決できる、仲間づくりのきっかけとなるような交流の場の提供に努めます。 また、子育て広場相互の交流を実施します。
77	子育てに関するイベントの支援 (子育て支援課)	親子、家族、地域がつながり、ふれあえるイベントを、子育て中の保護者が中心となって企画・運営ができるよう、サポートを行います。

基本施策2－3 こどもや子育て家庭にやさしい社会環境の整備

(1) こどもや子育てに配慮したまちづくりの推進

こどもや子育て家庭に配慮した道路や公園、公共施設等の整備を推進します。

No	項目	事業内容
78	公園の環境整備 (建設課・商工観光課)	こどもが安全・安心に利用できるよう、公園の点検、遊具や設備等の維持管理を行います。
79	公共施設における子育て家庭に配慮した設備の設置 (子育て支援課・関係課)	公共施設の整備、改修等を行う際に、おむつ替えスペースが整備された多目的トイレ等の子育て家庭に配慮した設備の設置を推進します。

(2) こどもを見守る体制づくり

こどもと子育て家庭が安心して地域で生活できるよう、地域が一体となり、こどもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。

こどもを事故や犯罪、災害の被害から守るため、家庭や地域の意識を高めるとともに、こども自身が危険を回避できるよう知識の周知を図ります。

No	項目	事業内容
80	青パトによるパトロール (総務課)	総務課及び各自治センターに青色回転灯を装備した車両（青パト）を配置し、安全安心パトロール員が児童・生徒の登下校時の見守りや声掛けを行います。 また、パトロールにより、地域の安全への関心や地域の犯罪抑止機能の向上を図ります。
81	子ども110番の家 (学校教育課)	「子ども110番の家」の機能充実のために、設置の見直しを行うとともに、「子ども110番の家」に対する認知度の向上を図ります。
82	見守り活動の推進 (総務課)	散歩や農作業等、普段の生活の中で防犯の意識を持ってこどもの見守りを行う「ながら見守り」を、世羅警察署と連携して推進し、防犯意識の高い地域づくりをめざします。
83	こどもの電子メディア対策の推進 (学校教育課・子育て支援課)	情報発信による他者への影響を考え、人権、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避等の情報を正しく安全に利用すること、情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること等、情報社会で適正な活動を行うための情報モラル教育を推進します。
84	交通安全教室等の実施 (学校教育課・総務課)	世羅警察署及び関係機関と連携し、交通安全教室や交通安全イベントを開催します。 また、交通ルールや交通マナーを守る大切さを啓発し、交通安全意識の向上を図ります。
85	通学路の点検 (学校教育課・建設課・総務課)	「世羅町通学路等交通安全プログラム」に基づき、学校、警察と連携を図り、通学路の点検を行い、必要な安全対策を行います。
86	救命救急法の普及 (子育て支援課・学校教育課)	子育て広場等で、小児救急法の講習会を行います。認定こども園・保育所、学校において、保護者対象の救命講習を継続して開催します。 また、教職員も、普通救命講習を継続して受講します。
87	防犯訓練事業 (子育て支援課・学校教育課)	認定こども園・保育所、学校に世羅警察署の職員を招き、防犯の話を聞いたり、訓練を行ったりする防犯教室を実施します。

No	項目	事業内容
88	防犯ブザー等の配付 (総務課)	世羅郡防犯組合連合会と連携し、小学校1年生に防犯ブザー、中学校及び世羅高等学校1年生に自転車盗難予防のためのワイヤーロックを配付し、防犯対策・意識の向上を図ります。
89	防災意識の向上 (子育て支援課・学校教育課)	認定こども園・保育所、学校において、防災に関する啓発を行います。 また、小学校において、災害時の保護者への児童の引き渡し訓練等を実施します。
90	災害時のこども・子育て家庭への対応の充実 (総務課)	こども・子育て家庭が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースの確保、備蓄品の配備に努めます。



基本目標 3 支援を要するこども・若者と家庭を支える環境づくり

基本施策 3 - 1 障害児・者施策の充実

(1) 療育・教育体制の整備

障害のあるこどもの社会的な自立を促進するため、個々の年齢や障害の程度等に応じた教育・保育、専門的な療育を提供します。

No	項目	事業内容
91	療育支援事業の充実 ----- (子育て支援課)	発達や発育に心配のあるこどもや就学前児童の発達特性に応じた早期の支援を行うため、関係機関と連携し、臨床心理士による相談支援や親子教室等を開催します。
92	障害児保育の充実 ----- (子育て支援課)	認定こども園・保育所における障害のあるこどもの受入れ体制の整備を進めます。 また、医療的ケアの必要な障害のある児童の受入れについて、専門的な人材を確保し、体制を整備します。 さらに、障害のあるこどもが安全・安心に保育を受けることができるよう、認定こども園・保育所の施設及び設備の充実を図るとともに職員の意識啓発を行います。
93	特別支援教育の充実 ----- (学校教育課)	障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育を実施するとともに、教育補助員・介助員等の配置等、体制の充実を図ります。 校内委員会やケース会議等の協議をはじめ、その他の教育、医療、福祉等の関係機関との連携のもと、個別のニーズに応じた教育を推進する体制づくりを推進します。 小・中学校における障害のある児童・生徒（医療的ケア児を含む）受入れ体制の整備を進めます。 特別支援学校との連携の強化を図り、幅広い分野の専門知識や技術を、小・中学校教育において総合的に活用します。
94	障害児発達支援の充実 ----- (福祉課・子育て支援課)	児童発達支援*、保育所等訪問支援*等により、心身等の発達に課題のあるこどもが適切な早期療育が受けられるよう支援を行います。 ニーズに応じた障害児通所支援が利用できるよう、事業所等と連携し、相談支援やサービス提供体制の充実を図ります。
95	就学相談・進路指導の充実 ----- (学校教育課・子育て支援課・福祉課)	就学前児童において、就学前調査を実施し、発達状態の把握及び適切な就学相談・指導を行います。 また、児童・生徒や保護者の進路希望を把握し、必要な情報提供を行うとともに、卒業後、自立した生活を送るための生活学習や、企業経営者からの講話や卒業生との交流、職場体験を通じて社会参加の意欲の高揚を図ります。

No	項目	事業内容
96	放課後対策等の推進 (子育て支援課)	保護者の就労支援や児童の居場所づくりとして、庁内の関係課が連携を図り、放課後児童クラブにおいて指導員の専門性と質の向上を図るとともに、障害の状況に応じた職員の配置等の受入れ体制を整備します。
97	インクルーシブ教育*システムの構築 (学校教育課・子育て支援課・福祉課)	障害のある児童と障害のない児童ができるだけ同じ場でともに学ぶことをめざしたインクルーシブ教育システムの構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、条件整備を進めるとともに、多様で柔軟な仕組みづくりを推進します。

(2) 相談・支援の充実

障害のあるこども等への相談、指導、支援の充実を図り、保護者の負担軽減等につなげます。

No	項目	事業内容
98	障害児相談支援事業 (福祉課)	障害のあるこどもやその家族からの各種相談に専門的に応じ、情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用援助等必要な支援を行います。 必要なサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう情報提供の充実を図ります。 サポートファイル*を活用した情報共有を進めるとともに、より効果的に利用できるよう検討を行います。
99	保護者支援事業 (福祉課)	ペアレントメンターの活用により、共感的な支援や地域資源についての情報共有を行います。 また、家族のスキル向上のためのペアレントトレーニング*の普及に努め、環境調整やこどもへの肯定的な働きかけを学ぶことで、保護者の心理的なストレスの改善等の支援を図ります。
100	医療的ケア児支援の協議の場及び療育支援体制の充実 (福祉課・子育て支援課・学校教育課)	医療的ケア児支援に係る関係機関が連携を図るための協議の場及び療育支援の体制の充実を図ります。 また、医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等による支援を推進します。
101	障害のある人等に対する理解を促す教育の推進 (学校教育課・福祉課)	総合的な学習の時間等を活用し、町内の学校の児童・生徒に対し、地域の障害のある人等に対する正しい理解・認識と思いやりの心を育む教育を推進します。 学校での福祉教育の成果を生かすため、社会福祉協議会、障害者関係施設、ボランティア団体と連携し、福祉活動の実践を推進します。

No	項目	事業内容
102	関係部署の連携 (福祉課・子育て支援課・学校教育課)	保育、教育、保健、福祉等の関係部署が連携を図り、教育・保育、在宅支援、相談の充実等、乳幼児期から青少年期まで一貫した総合的な取組を推進します。 また、認定こども園・保育所、学校、放課後児童クラブ等が主体的な取組が行えるように支援を行います。
103	障害福祉サービスの充実 (福祉課)	障害のあるこども一人一人のニーズに応じ、日中一時支援事業、移動支援事業、居宅介護等多様なサービスが柔軟かつ複合的に利用できるよう、サービスの量及び質の確保を図ります。
104	各種制度の活用 (福祉課・子育て支援課・学校教育課)	障害のある人等やその家族に対して、医療や福祉に関する助成や各種制度の周知、及び個々のケースに応じた制度の活用等により、経済的不安の解消を図り、安心して暮らせるよう支援します。

基本施策 3 - 2 こども・若者の人権を守る環境づくり

(1) 児童虐待を防止するための環境づくり

様々な事業の連携により、養育支援が必要な家庭を早期に発見して支援につなげる等、虐待を未然に防ぐための取組を推進するとともに、子育てに不安や負担感を持つ保護者が気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

No	項目	事業内容
105	認定こども園・保育所・学校における予防 (子育て支援課・学校教育課)	朝の視診、身体測定、保護者との話の中等で、児童虐待防止の観点からこどもを観察し、虐待が疑われるこどもの早期発見に努め、早期の対応につなげます。
106	養育支援訪問事業 (子育て支援課)	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、育児支援、栄養指導、その他養育に関する指導及び助言を行うことにより、児童虐待等を未然に防止します。
107	こども家庭センターの設置 (子育て支援課)	児童虐待防止対策の強化を図るため、身近な場所で継続的な支援を行う世羅町こども家庭センターを設置します。 また、「こどもなんでも相談窓口」を開設し、支援を必要とするこどもを関係機関につなぐ連絡調整を行う等、相談体制の充実を図ります。
108	児童虐待防止に関する啓発の推進 (子育て支援課・町民課・学校教育課)	認定こども園・保育所、小・中学校、高校を通じて、児童虐待防止に関する啓発を行います。 また、関係機関が虐待防止や虐待発見の視点を持てるよう研修等を実施します。

(2) 地域の関係機関との連携強化

早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、地域の関係機関等と連携して対応する体制を強化します。

No	項目	事業内容
109	世羅町要保護児童対策地域協議会の設置・運営 (子育て支援課)	要保護児童*の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を各関係機関と連携して行います。 また、情報に対して迅速に連携や対応することで、児童の安全確保に努めます。
110	子育て支援ネットワークづくりの推進 (子育て支援課)	子育て世代包括支援センターだっこ（世羅町こども家庭センターへ移行）において、児童虐待の通告窓口のひとつとして対応を行い、関係機関との連携を図り、必要に応じて個別ケース会議を開催します。 また、訪問・乳幼児健康診査・相談等の機会を通じて保護者とこどもの心身の状況を観察し、虐待が疑われるこどもの早期発見に努め、早期の対応につなげるとともに、DV（配偶者等からの暴力）によるこどもへの精神的なケアや、DV被害者の自立を支援できるよう、関係機関と連携します。 さらに、社会状況に応じたテーマを検討し、講演会や研修会等を通じて、虐待予防の啓発を行います。

基本施策 3－3 困難な状況等にあるこども・若者と家庭への支援の充実【重点】

(1) こどもの貧困対策の推進

こどもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができるよう、教育支援、生活支援、保護者への支援を総合的に推進します。

No	項目	事業内容
111	就学援助の実施 (学校教育課)	経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対し、学用品費、医療費、給食費等の就学に必要な費用の一部を援助します。
112	課題を持つ家庭を支援につながる活動の推進 (子育て支援課・福祉課)	課題を持つ家庭への食品配付をきっかけとし、司法書士、心理士等の専門家による相談を行い、不安の解消を図るとともに、継続的な支援を行います。

(2) 経済的に困難な家庭の自立支援の充実

経済的に困難な家庭等が、地域社会の支えを受け、自ら生活の自立を図り、そのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、自立を促進するための取組を推進します。

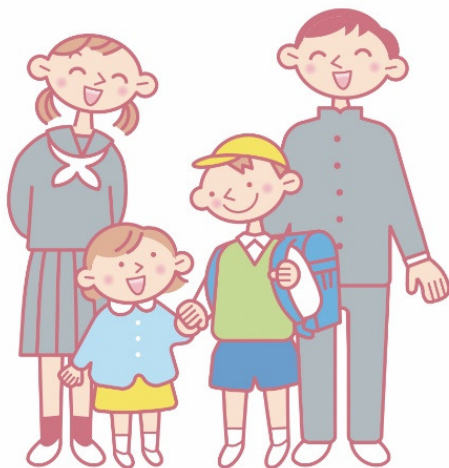
No	項目	事業内容
113	生活の自立支援の充実 (子育て支援課・福祉課)	関係課や地域の関係機関と連携を図り、貧困家庭とその状況を把握し、必要な支援につなげるための体制の充実を図ります。 また、貧困家庭の自立を促進するため、保護者の就労支援や各種制度の情報提供を行います。
114	就労支援の充実 (子育て支援課)	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給等の各種助成や就労に関する相談等、ひとり親家庭の就労を支援します。
115	保育施設への優先入所 (子育て支援課)	ひとり親家庭が自立し、生活の安定と向上を図るため、就業や求職活動、就業訓練等の理由により保育施設の利用ができるように配慮します。
116	児童扶養手当 (子育て支援課)	母子家庭の母又は父子家庭の父の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童、または20歳未満で一定の障害のある児童を養育している家庭に、手当を支給します。（所得制限あり）
117	ひとり親家庭等医療費支給制度 (健康保険課)	町内に居住している18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童等を養育しているひとり親家庭の保護者等及びその児童等が入院・通院した場合に、必要な医療費の自己負担の一部を支給します。（所得制限あり）

(3) 困難な状況にあるこども・若者と家庭への支援の充実

ヤングケアラーやひきこもり、外国につながるこども等、様々な困難な課題を抱えるこども・若者、その家庭への支援を行います。

No	項目	事業内容
118	ヤングケアラーに関する支援体制の整備 (子育て支援課・学校教育課・福祉課)	関係機関や団体等との連携を図り、ヤングケアラーの実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐ等、相談支援体制の充実を図ります。 また、中学生・高校生を対象にヤングケアラーに関する情報を提供するとともに、相談窓口を周知し、適切な支援につなげます。
119	ヤングケアラーに関する理解促進・啓発 (子育て支援課・学校教育課・福祉課)	児童・生徒や保護者、地域住民、関係機関等にヤングケアラーに関する理解を促すため、啓発を行います。

No	項目	事業内容
120	重層的な相談支援体制の整備 (子育て支援課・関係課)	子育て、障害、介護、生活困窮、虐待、ヤングケアラー等の相談支援を一体的に実施し、本人、世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援体制を整備するとともに、生活課題等について、関係機関や団体等との連携を強化し、実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐ等、相談支援体制の充実を図ります。 また、社会や人とのかかわりが困難な人等、必要な支援が届いていない人を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりを推進します。
41 再掲	ひきこもり等への支援 (健康保険課・福祉課・ 学校教育課・子育て支援課)	関係機関と連携し、ひきこもり状態が長期化することのないよう、当事者やその家族が必要な時に適切な支援につながるることができる体制の充実を図ります。
30 再掲	子育て世帯ヘルパー等訪問事業 (子育て支援課)	18歳未満のこどもがいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行います。
53 再掲	外国につながるこどもと家庭への支援の充実 (子育て支援課・学校教育課)	外国人のこどもや、両親が国際結婚のこども等の外国につながるこどもとその家庭が、子育て支援やその他の支援を円滑に利用することができるよう、相談・情報提供体制の充実を図ります。



基本目標 4 こども・若者の成長と自立を支える環境づくり

基本施策 4－1 教育環境の充実

(1) 就学前教育・保育の充実

乳幼児期の教育の重要性や特性について、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」を踏まえ、認定こども園・保育所等の教育・保育事業の質の向上を図ります。

No	項目	事業内容
121	教育・保育の質の向上 ----- (子育て支援課)	職員間の意思統一を図って保護者、関係機関と連携し、一人一人を大切に育てる保育に加え、質の高い幼児教育力向上に向けた取組を推進します。 保育士・保育教諭が質の高い知識を持ち、より専門性を高めるため、研修の充実を図ります。
122	保育士・保育教諭の確保 ----- (子育て支援課)	質の高い教育・保育を提供するため、人材登録や保育士体験を実施する等、保育士・保育教諭の確保に努めます。 また、ICT*を活用することにより、保育士・保育教諭の負担軽減を図ります。
123	教育・保育施設の充実 ----- (子育て支援課)	耐用年数の経過等による老朽化に対応し、こどもの安全を確保するため、必要な整備等を行います。

(2) 幼保小連携の強化

幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、幼保小連携の体制を整備します。

No	項目	事業内容
124	幼保小連携協議会 ----- (学校教育課・子育て支援課・福祉課)	教育・保育の連続性を確保し、適切な就学を図るため、幼保小連携協議会を中心に連携を図り、認定こども園・保育所、小学校がともにこどもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について共有します。 また、ともに研修を行い、共通認識、共通理解を促進します。
125	就学前連携の実施 ----- (子育て支援課・学校教育課・福祉課)	町内在住の5歳児の保護者を対象に就学前調査を実施し、関係機関とも連携しながら就学へ向けての具体的な課題を明確にし、小学校入学後の学校生活をよりスムーズに行えるよう取組みます。

(3) こどもの生きる力の育成

豊かな心を育むとともに確かな学力と体力を身に付け、こども一人一人が自信と希望を持って自らの将来や社会を力強く切りひらいていけるよう、教育活動の充実を図ります。

No	項目	事業内容
126	学校教育の充実 ----- (学校教育課)	「世羅町教育プラン」に基づき、こどもが、確かな学力をつけ、豊かな心や健やかな身体、郷土への愛着と誇りを持てるよう、学校教育の充実を図ります。 また、教育の質を高めるための環境を整備します。
127	学校施設の充実 ----- (学校教育課)	学校施設について、適切な維持管理を行うとともに、空調設備の整備やトイレの洋式化等を推進します。
128	コミュニティ・スクール*の推進 ----- (学校教育課)	学校と地域住民や保護者が一体となって学校運営に参画し、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進します。
129	学校での地域交流体験 ----- (学校教育課)	学校で行う農業体験等を各地区振興協議会等の協力で実施します。 地域での情報交換をもとに、指導体制を整え、活動の充実を図ります。
130	学校での体験的学習 ----- (学校教育課)	農業体験、世代間交流、自然・歴史・文化の体験学習やキャリア教育等により、豊かな心を育てる教育を行います。
131	ふるさと学習 ----- (学校教育課)	郷土の歴史や文化、郷土料理や特産品等の食文化、仏像や祭り等について学び、世羅の自然・歴史・文化を大切にする態度を育成します。
132	読書活動推進事業の実施 ----- (社会教育課)	物語の魅力にふれ、想像力を働かせる楽しさを知り、読書への関心を高めます。また、乳幼児期からの読み語りを行うことにより、親子のスキンシップの促進を図る等、読書活動につながるような取組を行います。

(4) 不登校児童・生徒への支援

学校をはじめ、地域の関係機関の連携のもと、いじめ、不登校、非行、ひきこもり等への対応等、こどもが健やかに成長することができる環境づくりを推進します。

No	項目	事業内容
133	家庭訪問・カウンセリングの実施 ----- (学校教育課)	担任による家庭訪問や養護教諭のカウンセリングを通して、不登校児童・生徒のクラスへの復帰や別室登校に向けての支援を行います。 また、研修等により、教職員等の対応能力向上を図ります。

No	項目	事業内容
134	心のふれあい相談員の設置 (学校教育課)	不登校問題に主に携わる教育相談員を配置し、児童・生徒のカウンセリングの実施、教職員及び保護者の教育活動の支援を実施します。
38 再掲	スクールカウンセラーの配置 (学校教育課)	県事業を活用して学校にスクールカウンセラー（非常勤）を配置し、児童・生徒へのカウンセリング及び教職員や保護者に対する助言・援助等を実施します。
39 再掲	臨床心理士による教育相談 (学校教育課)	臨床心理士による教育相談を町内 2 会場で実施します。 毎月の実施に加え、学校訪問等を設け、個のニーズに応じた教育相談の充実を図ります。
12 再掲	教育相談所「高野塾」の設置 (学校教育課)	心の不安や悩みから学校に行けない児童・生徒を対象に自立や学校復帰のための集団指導や学習支援を行うことを目的に高野塾を設置しています。 教育相談員が、町内児童・生徒、保護者を対象に電話相談や面接相談を実施します。
135	いじめ防止の取組の推進 (学校教育課)	道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進等、いじめ防止対策を強化します。

基本施策 4 - 2 若者の自立を支える地域の環境づくり【重点】

(1) こどもを産み育てることに関する意識の醸成

次代の世羅町を担うこども・若者が、こどもを産み育てることの意義や家庭の大切さについて理解することができるよう、啓発を行います。

No	項目	事業内容
136	中学生・高校生が乳幼児とふれあう取組の推進 (子育て支援課・学校教育課)	中学生・高校生を対象とし、乳幼児とのふれあいを通して、命の尊さやこどもを産み育てることの大切さを知ることができるよう、手作りのおもちゃを使って認定こども園・保育所等で乳幼児とふれあう機会をつくれます。
35 再掲	性に関する健全な意識の啓発 (学校教育課・子育て支援課)	小・中学校において、様々な教材を活用して性の保健指導を実施します。 性と健康に関する知識を身に付け、生命の尊さや家族の大切さを知り、将来の妊娠・出産・育児等の親の役割について認識し、責任のある行動がとれる自立したこどもを育成します。 また、家族とも話をし、自分のこととして捉えることができるような取組を進めます。

No	項目	事業内容
137	次世代育成の取組の推進 (子育て支援課・学校教育課)	「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会と協働し、広島大学と連携を図りながら、中学生・高校生等、様々な年代の立場の人たちが集まり、こどもや保護者とかかわることで「こども」や「子育て」について関心を広げていくことができるよう、グループワークや託児ボランティア等の機会を設定し、次世代育成を推進します。

(2) 若者の自立や定住を支援する環境づくり

次代の世羅町を担うこども・若者が、将来、世羅町で暮らし、こどもを産み育てることができるよう、自立を支援する取組を推進します。

No	項目	事業内容
138	キャリア教育の推進 (学校教育課)	体験活動（職場体験）や、ボランティア活動、ふれあい活動（地域の方との清掃活動、花植え等）等を通じて、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、将来の社会的自立、職業的自立の基盤となる資質、能力、態度を育てます。
139	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の推進 (学校教育課)	社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。 また、消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育を推進します。
83 再掲	こどもの電子メディア対策の推進 (学校教育課・子育て支援課)	情報発信による他者への影響を考え、人権、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避等の情報を正しく安全に利用すること、情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること等、情報社会で適正な活動を行うための情報モラル教育を推進します。
140	若者の就業支援の推進 (商工観光課)	雇用情勢や若者のニーズを踏まえ、地域や関係機関と連携し、就職、再就職の支援体制を整備します。
141	定住対策の推進 (企画課)	町内に居住し、遠距離の就業先に通勤している35歳未満の人を対象として通勤費用の一部を補助します。 町内への移住者や世帯員全員が45歳未満の町内在住者を対象として空き家・空き地の購入に係る費用の一部を補助します。 また、移住者が町内に住宅を新築する費用の一部を補助する事業では、小学6年生以下のこどもを養育している世帯には奨励額を上乗せします。

No	項目	事業内容
142	起業・創業支援の推進 （企画課・産業振興課・ 商工観光課）	未来創造支援事業や起業支援事業、I T 環境の整備等、起業・創業支援を推進します。
143	結婚、家庭を持つことの意義を考える機会の提供 （子育て支援課）	次代を担う若者等が、自分が生まれてきたこと、結婚すること、家庭やこどもを持つことの意義や重要性についての理解を深める機会を提供します。



基本目標5 子育てと仕事を両立できる環境づくり

基本施策5－1 子育てと仕事を両立するための支援の充実 【重点】

(1) 多様な保育の充実

就学前の保育の充実を図るとともに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応する保育サービスの充実を図ります。

No	項目	事業内容
144	教育・保育の提供体制の充実 (子育て支援課)	子育て家庭のニーズに対応し、就学前の教育・保育の充実を図ります。
145	延長保育の充実 (子育て支援課)	保護者の就労等の理由により家庭で保育ができないこどもを、通常の保育時間を超えて保育します。
146	一時預かり（幼稚園型） (子育て支援課)	在園児の保護者の就労等の理由により家庭で保育ができない1号認定のこどもを、通常の教育時間を超えて保育します。
147	病児保育の実施 (子育て支援課)	公立世羅中央病院において、こどもが病中または病気の回復期にあつて、集団保育を行うには不安があり、保護者も仕事を休めない時に保育を行います。また、認定こども園1園において、こどもが登園中に体調を崩した場合に、お迎えの時間まで保育を行います。
148	休日の保育ニーズへの対応 (子育て支援課)	休日の保護者の就労等に伴う保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業でこどもの預かりを行います。
149	広域における保育サービスの充実 (子育て支援課)	仕事と子育てが両立しやすい環境づくりのため、保育サービスを相互に利用できるように備後圏域や関係市町と連携し、住民サービスの向上を図ります。

(2) 放課後等の居場所の充実

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を確保します。

No	項目	事業内容
150	放課後児童クラブの充実 (子育て支援課)	すべての小学校区において全学年を対象とし、放課後や学校休業日に保護者等が就労等により家庭にいない児童に対し、生活の拠点としての遊びの場を提供する放課後児童クラブを実施します。 併せて、放課後子供教室や民間事業者との連携による事業の推進を検討します。

No	項目	事業内容
151	放課後児童クラブの支援の 質の向上 ----- (子育て支援課)	支援内容の充実を図るとともに、支援員の研修の実施等により、質の向上を図ります。
13 再掲	放課後子供教室の充実 ----- (社会教育課)	地域の住民等の協力を得ながら、すべての児童を対象に行っている体験活動や地域住民との交流活動等を、放課後児童クラブとの連携が図れるよう、事業内容を検討します。

基本施策5-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 働く場の子育て支援の促進

保護者が、仕事と子育ての両立を実現するため、就労の場における子育て支援の促進や女性が活躍できる環境づくりを推進します。

No	項目	事業内容
152	働きやすい職場づくりの促進 ----- (商工観光課・企画課)	仕事と子育ての両立を実現するため、女性が出産しても働き続けられる環境やこどもの病気の際に休暇が取りやすい環境等、職場全体の理解を深めるための啓発や事業主への働きかけを行います。
153	女性活躍の推進 ----- (商工観光課・企画課)	女性の活躍を推進するため、就職・職場環境に関する相談・支援を行います。

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進

個人、事業主、地域等、社会全体において、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けた意識啓発を図ります。

No	項目	事業内容
154	ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発 ----- (商工観光課・企画課)	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。
155	働き方の見直しについての意識啓発 ----- (商工観光課・企画課・子育て支援課)	職業生活優先の意識や固定的性別役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方ができるよう意識啓発を行います。
156	ワーク・ライフ・バランスに取組む事業所の情報提供 ----- (商工観光課・企画課)	事業所のワーク・ライフ・バランスの好事例の紹介等、国や県と連携した情報発信を行います。
157	家庭での育児分担の啓発 ----- (子育て支援課・企画課)	家庭において、育児や家事を家族が協力して行えるよう啓発を行います。 また、学生等の若い世代が、早い段階から男性の育児参画について理解を深めるための機会を提供します。

■ ■ 第6章 量の見込みと確保方策 ■ ■



せらら©世羅町

第6章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者やこどもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件等の地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本町においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況等を総合的に勘案し、町全域（1区域）を教育・保育提供区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育事業の量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

■ 施設型給付等の支援を受けるこどもの認定区分

認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育等の教育・保育を利用するこどもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

3つの認定区分（小学校就学前のこども）	利用できる施設・事業
1号認定こども（教育標準時間認定） 満3歳以上で、教育を希望するこども	幼稚園
	認定こども園
2号認定こども（満3歳以上保育認定） 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当する保育を希望するこども	保育所
	認定こども園
3号認定こども（満3歳未満保育認定） 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当する保育を希望するこども	保育所
	認定こども園
	地域型保育事業 （小規模保育等）

〔現状〕

- 令和6（2024）年4月現在、認定こども園3施設、保育所3施設を整備しており、利用定員数を確保しました。

〔表 教育・保育の利用状況〕

区 分		認定 こども園	保育所	計	第2期計画 令和6 (2024)年度 確保の内容
施設数		3	3	6	－
利用 定員	1号認定（人）	71	－	71	71
	2号認定（人）	175	93	268	268
	3号認定（人）	93	42	135	135

資料：世羅町（令和6（2024）年4月1日現在）

〔確保の内容〕

- 既存の施設で事業を実施します。

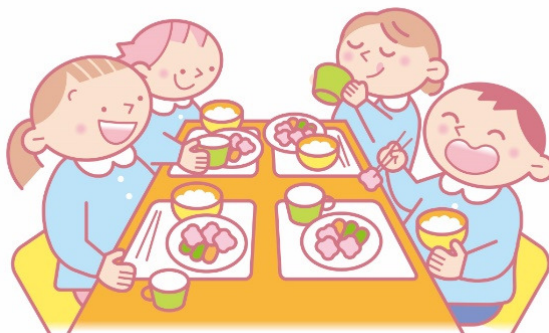
〔表 量の見込みと確保の内容〕

（人）

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
1 号 認 定	①量の見込み	19	15	12	11	10
	②確保の内容	42	42	42	42	42
	認定こども園	42	42	42	42	42
	②-①	23	27	30	31	32
2 号 認 定	①量の見込み	210	188	170	159	155
	②確保の内容	240	240	240	240	240
	認定こども園	176	176	176	176	176
	保育所	64	64	64	64	64
②-①		30	52	70	81	85

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
3号認定	年齢区分	0歳				
	①量の見込み	20	20	20	19	20
	②確保の内容	24	24	24	24	24
	認定こども園	24	24	24	24	24
	保育所	0	0	0	0	0
	②-①	4	4	4	5	4
	年齢区分	1歳				
	①量の見込み	37	40	41	37	37
	②確保の内容	54	54	54	54	54
	認定こども園	36	36	36	36	36
	保育所	18	18	18	18	18
	②-①	17	14	13	17	17
	年齢区分	2歳				
	①量の見込み	53	46	48	49	47
	②確保の内容	66	66	66	66	66
	認定こども園	48	48	48	48	48
	保育所	18	18	18	18	18
	②-①	13	20	18	17	19
	保育利用率*（％）	88.3	91.1	90.6	93.5	96.6

*保育利用率：3号認定の児童数に占める利用定員数の割合



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

【地域子ども・子育て支援事業】

事業名
(1) 利用者支援事業
(2) 地域子育て支援拠点事業
(3) 妊婦健康診査
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
(5) 養育支援訪問事業及びこどもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
(8) 一時預かり事業
(9) 延長保育事業
(10) 病児保育事業
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(14) 子育て世帯訪問支援事業 *
(15) 親子形成関係支援事業 *
(16) 児童育成支援拠点事業 *
(17) 妊婦等包括相談支援事業 *
(18) 産後ケア事業 *
(19) こども誰でも通園制度 *

* 令和4（2022）年の児童福祉法改正及び令和6（2024）年の子ども・子育て支援法改正による新事業を（14）以降に記載しています。

(1) 利用者支援事業

保健師・保育士・栄養士等による育児相談、育児指導等を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供するとともに、支援を必要とするこどもや妊産婦のサポートプランの作成や支援につなぐ連絡調整を行います。

〔現状〕

- 子育て世代包括支援センターだっこⅠか所で母子保健型を実施しました。

〔表 利用者支援事業の実施状況〕

区 分	令和6(2024)年度	第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
施設数	1か所	3か所

資料：世羅町（令和6(2024)年4月1日現在）

〔確保の内容〕

- 新たに設置する世羅町こども家庭センターにおいて、母子保健機能、児童福祉機能を持つこども家庭センター型を実施します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	か所	2	2	2	2	2
②確保の内容	か所	2	2	2	2	2
②-①	か所	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

認定こども園において、子育て関連情報の提供や子育て広場の開催、子育て及び子育て支援に関する講座等を実施する等、子育てに関する相談や子育てに不安のある家庭のサポートを行います。

〔現状〕

- Ⅰか所の施設において事業を実施しました。

〔表 地域子育て支援拠点事業の実施状況〕

令和5(2023)年度		第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
施設数	利用延人数※	利用延人数
1か所	446人	480人

資料：世羅町（令和5(2023)年度実績）

※利用延人数：児童数

〔確保の内容〕

- 既存の施設で事業を実施します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	利用延人数/年	419	406	409	396	383
②確保の内容	利用延人数/年	419	406	409	396	383
	施設数	1	1	1	1	1
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的な検査を医療機関等において実施します。

〔現状〕

- 健診結果により、必要に応じて医療機関等と連携を図り、治療・適切な支援につなげています。

〔表 妊婦健康診査の実施状況〕

区 分	令和5(2023)年度	第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
受診延回数	690回	871回

資料：世羅町（令和5（2023）年度実績）

〔確保の内容〕

- すべての妊婦を対象に実施します。

【実施場所】 医療機関等

【健診内容】 妊婦：基本的な健康診査（問診、診察、計測等）
必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等）、保健指導。産婦は加えてエジンバラ産後うつ病質問票

【実施時期】 妊娠期：妊娠初期より妊娠23週まで：4週間に1回
妊娠24週より妊娠35週まで：2週間に1回
妊娠36週以降分娩まで：1週間に1回

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	受診延回数/年	687	682	665	646	646
②確保の内容	受診延回数/年	687	682	665	646	646
②-①	受診延回数/年	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

〔現状〕

- 令和5（2023）年度は52人を訪問し、訪問率は100%でした。

〔表 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況〕

区 分	令和5(2023)年度	第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
訪問人数	52人	78人

資料：世羅町（令和5（2023）年度実績）

〔確保の内容〕

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対して実施します。

〔実施体制〕 保健師・保育士

〔実施機関〕 世羅町子育て支援課

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	訪問人数/年	50	49	48	46	46
②確保の内容	訪問人数/年	50	49	48	46	46
②-①	訪問人数/年	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業及びこどもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

ア 養育支援訪問事業

特に養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

〔現状〕

- 特に養育支援が必要な家庭を、保健師・保育士・ヘルパー等の専門員が訪問しました。

〔表 養育支援訪問事業の実施状況〕

令和5(2023)年度		第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
訪問実人数	訪問延件数	訪問延件数
2人	50件	50件

資料：世羅町（令和5（2023）年度実績）

〔確保の内容〕

- 養育支援の必要な家庭を訪問します。

〔実施体制〕 保健師・保育士

〔実施機関〕 世羅町子育て支援課

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	訪問実人数/年	81	78	75	71	68
②確保の内容	訪問実人数/年	81	78	75	71	68
②-①	訪問実人数/年	0	0	0	0	0

イ こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

〔確保の内容〕

- 要保護児童対策地域協議会において、目的に応じて個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議を開催し、要保護児童等に対する情報を共有するとともに、地域の関係機関等との連携を強化し、支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になったこどもについて、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。

〔現状〕

- 本町では実施している施設・事業者はありません。

〔表 子育て短期支援事業の実施状況〕

令和5(2023)年度		第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
施設数	利用延人数	利用延人数
2か所	0人	7人

資料：世羅町（令和5(2023)年度実績）

〔確保の内容〕

- 利用希望に応じて、近隣の施設と調整を図ります。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	利用延人数/年	29	29	27	21	19
②確保の内容	利用延人数/年	29	29	27	21	19
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈就学児童〉

子育てを応援してもらいたい人と応援できる人が、それぞれ会員として助けあう事業において、就学児童の放課後や休日等の子育てをサポートします。

〔現状〕

- 就学児童の預かりや送迎のニーズに対応しています。

〔表 子育て援助活動支援事業の実施状況（就学児童）〕

区 分	令和5(2023)年度	第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
利用延人数	29人	53人

資料：世羅町（令和5(2023)年度実績）

〔確保の内容〕

- 利用希望に応じて対応します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	利用延人数/年	27	26	24	22	21
②確保の内容	利用延人数/年	27	26	24	22	21
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の就労等の理由により家庭で保育ができないこどもを、通常の教育時間を超えて保育します。

〔現状〕

- Ⅰ号認定の児童を対象に、3施設で事業を実施しました。

〔表 一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況〕

令和5(2023)年度		第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
施設数	利用延人数	利用延人数
3か所	432人	540人

資料：世羅町（令和5(2023)年度実績）

〔確保の内容〕

- 1号認定のこどもを対象として、認定こども園において事業を実施します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	利用延人数/年	299	249	199	183	166
	1号認定	利用延人数/年	299	249	199	183
	2号認定	利用延人数/年	—	—	—	—
②確保の内容	利用延人数/年	299	249	199	183	166
	施設数	3	3	3	3	3
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

イ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者の傷病や冠婚葬祭、リフレッシュ、その他急に用事ができた時に児童を預かるサービスを実施します。

〔現状〕

- 認定こども園・保育所における一時預かり事業を5か所で実施するとともに、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）において、対応しました。

〔表 一時預かり事業（幼稚園型以外）の実施状況〕

区 分	令和5(2023)年度			第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
	保育所・ 認定こども園	ファミリー・サポー ト・センター	計	
施設数	5か所	1か所	6か所	—
利用延人数	126人	83人	209人	665人

資料：世羅町（令和5(2023)年度実績）

〔確保の内容〕

- 既存の施設、ファミリー・サポート・センターにおいて利用希望に応じて対応します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	利用延人数/年	96	85	78	70	63
②確保の内容	利用延人数/年	176	161	150	138	127
②-①	利用延人数/年	80	76	72	68	64

(9) 延長保育事業

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い、保育認定を受けたこどもについて、通常の保育時間を超えて保育を行います。

〔現状〕

- 3か所の施設で実施し、利用者数は増加しました。

〔表 延長保育事業の実施状況〕

令和5(2023)年度		第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
施設数	利用実人数	利用実人数
3か所	25人	29人

資料：世羅町（令和5（2023）年度実績）

〔確保の内容〕

- 既存の施設で事業を実施します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	利用延人数	156	142	135	128	125
②確保の内容	利用延人数	156	142	135	128	125
	施設数	3	3	3	3	3
②-①	利用延人数	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

病気のこどもについて、認定こども園、病院等における専用スペースにおいて、保育士、看護師等が一時的に保育する事業を実施します。

〔現状〕

- 認定こども園1か所において、保育中に体調不良となったこどもを対象に、看護師が一時的に専用スペースで保育を行う体調不良児対応型を実施しました。
- 令和6（2024）年度より、公立世羅中央病院において、こどもが病中または病気の回復期に専用スペースで保育を行う病児・病後児対応型を開始しました。

〔表 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施状況〕

	令和5(2023)年度		第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
	施設数	利用延人数	利用延人数
体調不良児対応型	1か所	30人	839人

資料：世羅町（令和5（2023）年度実績）

〔確保の内容〕

- 公立世羅中央病院において、こどもが病中または病気の回復期にあって、集団保育を行うには不安があり、保護者も仕事を休めない時に保育を行います。
- 認定こども園Ⅰ園において、こどもが登園中に体調を崩した場合に、お迎えの時間まで保育を行います。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	利用延人数/年	237	227	207	196	196
②確保の内容	利用延人数/年	237	227	207	196	196
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）を対象とし、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

〔現状〕

- 6年生までを対象とし、事業の充実を図りました。

〔表 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況〕

令和6(2024)年度			第2期計画 令和6(2024)年度 確保の内容
施設数	登録児童数	利用定員数	
5か所	243人	260人	260人

資料：世羅町（令和6(2024)年5月1日現在）

〔確保の内容〕

- 既存の4クラブにおいて、事業を提供します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分			令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	1年生	登録児童数	44	44	37	34	30
	2年生	登録児童数	49	43	43	36	32
	3年生	登録児童数	40	43	37	37	31
	4年生	登録児童数	36	33	36	32	31
	5年生	登録児童数	29	25	24	25	21
	6年生	登録児童数	17	18	15	14	15
	計	登録児童数	215	206	192	178	160
②確保の内容		利用定員数	260	260	260	260	260
②-①		-	45	54	68	82	100

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。
- 各小学校区において放課後子供教室を実施します。
- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を1か所で実施することを目標とします。
- 共通プログラムの企画・実施に際し、放課後児童クラブの支援員は、放課後児童クラブ所属児童が安全・安心にプログラムに参加ができるよう、放課後子供教室のコーディネーターに協力します。
- 小学校における余裕教室の活用及び特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用等について、検討を行います。
- 関係部署の連携とともに、支援員の専門性と質の向上を図り、障害の状況に応じた受入れ体制及び環境整備に取り組めます。
- 地域の実情に応じ、放課後児童クラブの機能の充実を図ります。
- 「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、こどもの発達段階に応じた育成と環境づくりを推進します。
- 放課後児童クラブの育成支援について住民の理解を深めるため、ホームページへの掲載や地域との連携により周知を図ります。
- 関係機関が連携し、総合的な放課後対策について協議を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、認定こども園・保育所等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費及び給食費等の助成を行います。

〔確保の内容〕

- 教材費や行事費等については、新制度の給付を受ける認定こども園・保育所等を利用している生活保護世帯等のこどもを対象とします。
- 給食費については、町外の新制度の給付を受けない幼稚園等を利用する低所得世帯等のこどもを対象とします。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

〔確保の内容〕

- 教育・保育の需給バランスを勘案して必要な措置を講じます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 新規

要保護児童・要支援児童等のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行います。

〔確保の内容〕

- 関係機関と連携しながら、世羅町こども家庭センターを中心に実施します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	延人数/年	34	33	31	30	28
②確保の内容	延人数/年	34	33	31	30	28
②-①	延人数/年	0	0	0	0	0

(15) 親子形成関係支援事業 新規

保護者を対象とした親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身に付けるための連続講座を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

〔確保の内容〕

- 世羅町こども家庭センターで実施します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	延人数/年	15	15	14	14	14
②確保の内容	延人数/年	15	15	14	14	14
②-①	延人数/年	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業 新規

居場所となる場を開設し、児童やその家庭が抱える課題に対し生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援や食事の提供を行う事業です。

〔確保の内容〕

- 世羅町こども家庭センターで各家庭の実態を把握し、関係機関と連携するとともに、個々のケースに応じた支援ができる体制を整備するために検討を行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業 新規

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない支援を実施します。

〔確保の内容〕

- 世羅町こども家庭センターで実施します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	面談実施延回数	250	250	240	235	230
	妊娠届出数	50	50	48	47	46
	面談実施回数/組	5	5	5	5	5
②確保の内容	実施延回数/年	250	250	240	235	230
②-①	実施延回数/年	0	0	0	0	0

(18) 産後ケア事業 新規

産婦及びその子ども（生後1年未満）を対象として、授乳や育児に関する相談を助産師が実施し、心身の休息の機会の提供や育児技術の指導を行います。

〔確保の内容〕

- 保健師がすべての家庭状況を把握し、助産師と連携し利用を勧めます。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分			令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
宿泊型	①量の見込み	延人数/年	3	3	3	3	3
	②確保の内容	延人数/年	3	3	3	3	3
	②-①	延人数/年	0	0	0	0	0
日帰り型	①量の見込み	延人数/年	1	1	1	1	1
	②確保の内容	延人数/年	1	1	1	1	1
	②-①	延人数/年	0	0	0	0	0
訪問型	①量の見込み	延人数/年	25	24	24	23	22
	②確保の内容	延人数/年	25	24	24	23	22
	②-①	延人数/年	0	0	0	0	0

(19) こども誰でも通園制度 新規

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

〔確保の内容〕

- 世羅町こども家庭センターで周知を図るとともに、令和8（2026）年度から保育所において実施します。

〔表 量の見込みと確保の内容〕

区 分			令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
0歳	①量の見込み	実人数/年	0	2	2	2	2
	②確保の内容	実人数/年	0	2	2	2	2
	②-①	実人数/年	0	0	0	0	0
1歳	①量の見込み	実人数/年	0	1	1	1	1
	②確保の内容	実人数/年	0	1	1	1	1
	②-①	実人数/年	0	0	0	0	0
2歳	①量の見込み	実人数/年	0	1	1	1	1
	②確保の内容	実人数/年	0	1	1	1	1
	②-①	実人数/年	0	0	0	0	0

4 幼児期からの教育・保育の一体的な提供の推進

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受入れられる施設であり、本町では、第1期計画期間に3施設を整備しました。

今後も、利用者のニーズ、施設・設備等の状況を踏まえ、充実を図ります。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するため、保育士・保育教諭等の研修や特に配慮を要するこどもにかかわる職員の研修等、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上の支援に努めます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の推進

町外の地域型保育事業を利用した3歳未満のこどもが、満3歳以降も認定こども園・保育所で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設の連携支援の充実を図ります。

(4) 認定こども園・保育所、小学校との連携の推進

幼保小連携協議会を中心に連携を図り、認定こども園・保育所、小学校がともにこどもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について共有します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、円滑に実施します。



■ ■ 第7章 計画の推進 ■ ■



せら坊©世羅町

第7章 計画の推進

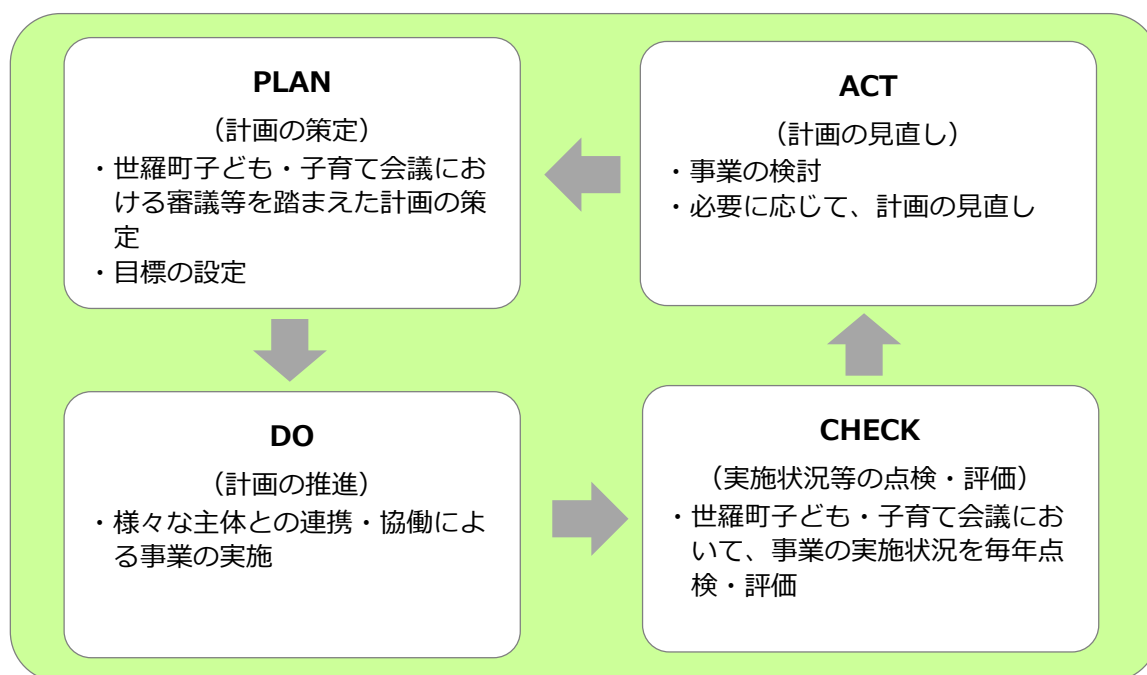
1 推進体制

庁内の関係課が連携を図り進捗状況を管理するとともに、必要な内部調整を図り、本計画を総合的に推進します。

また、5年間の計画期間の中で、こども・若者への支援や子育て支援の施策を計画的に推進するため、町の財政状況を踏まえ、各施策の調整を図るとともに優先順位や実施の時期を明確にして取り組みます。

さらに、こども、子育て支援の関係者や住民から構成される「世羅町子ども・子育て会議」により、年度ごとの事業進捗状況の検証等を行い、事業の改善につなげます。

【PDCAサイクル】



2 こどもの意見を反映するための体制整備

こども基本法では、こどもに関わる施策の推進において、こどもの意見を反映することとされています。

本計画の推進にあたり、こどもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるための体制を整備します。

3 計画推進に向けた地域一体となった取組の推進

本計画は、こどもの成長、子育てへの支援及び次代を担う若者の育成・支援のための総合的計画であるため、家庭や地域、認定子ども園・保育所、学校、事業所、関係機関、関連団体等と連携を図り、協働により推進します。

また、計画の進行状況について、保護者をはじめ住民への情報の周知を図り、広く住民の理解と協力を得るとともに、評価を受ける体制をつくり、施策の推進に反映します。

4 計画の指標

本計画の計画期間である令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間に、基本理念・基本目標をどれだけ達成できたかを評価するため、ニーズ調査、中高生調査の結果を踏まえ、16の成果指標と目標値を設定します。

また、目標を達成するために推進する取組の目標を設定します。

「計画の指標」

指標				令和5 (2023)年度 実績	令和11 (2029)年度 目標
基本 目標 1	成果 指標	「今、自分が幸せだ」と思うこども・若者の割合	中高生等	91.8%	95%以上
		自分の将来について決めるとき、自分の考えや思いを言う機会があるこども・若者の割合	中高生等	85.2%	90%以上
		子育てが地域に支えられ、安心であると感じる保護者の割合	就学前児童	41.8%	50%以上
			小学生	36.2%	50%以上
	居場所がないこども・若者の割合	中高生等	0.7%	0%	
	取組 指標	常設の居場所の設置数		0か所	1か所
臨時開設の居場所の年間実施回数		0回	12回		
基本 目標 2	成果 指標	世羅町における子育ての環境や支援に満足している保護者の割合	就学前児童	50.9%	60%以上
			小学生	41.9%	50%以上
		子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	就学前児童	59.0%	50%以下
			小学生	60.9%	50%以下
		こどもや子育て支援に関する情報提供に満足している保護者の割合	就学前児童	71.9%	80%以上
			小学生	65.7%	75%以上
		子育てに関する相談体制に満足している保護者の割合	就学前児童	74.0%	85%以上
			小学生	65.1%	75%以上
		子育てについて気軽に相談できる人・場所がない（ない）保護者の割合	就学前児童	5.6%	2.5%以下
			小学生	3.9%	2.5%以下
	取組 指標	町内の親同士の交流の場に満足している保護者の割合	就学前児童	54.3%	60%以上
			小学生	55.6%	60%以上
		乳児家庭全戸訪問事業の実施率		100%	100%
		妊娠後期の保健師との面談等の割合		78.9%	100%
出生した児の産後ケア事業の利用率		19.6%	50%以上		
母子手帳アプリ「母子モ」の出生児の登録件数割合		－	100%		

指標				令和5 (2023)年度 実績	令和11 (2029)年度 目標
基本目標 3	成果指標	1年の間に経済的な理由で必要とする食料（嗜好品は含まず）等が買えなかった家庭の割合	就学前児童	15.4%	10%以下
			小学生	17.3%	10%以下
		最近の生活に、満足しているこども・若者の割合（10点満点中8点以上）	中高生等	54.9%	70%以上
	取組指標	困難な状況にある家庭の支援についての年間研修回数		3回	5回
		出生から小学生までのこどもの実態把握割合		100%	100%
		こどもなんでも相談窓口の設置		0か所	1か所
基本目標 4	成果指標	「今の自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合	中高生等	74.9%	80%以上
		自分の将来について希望を持っているこども・若者の割合	中高生等	83.0%	90%以上
	取組指標	就学前連携の実施率		100%	100%
		「性教育講演会」の実施施設数		3施設	4施設
基本目標 5	成果指標	病児保育事業を利用したいときに利用できた人の割合	就学前児童	—	50%以上
		育児休業を取得した父親の割合	就学前児童	9.8%	20%以上
	取組指標	病児保育事業登録者割合（3月末日現在）		—	15%以上
		保育施設待機児童数（4月1日現在）		0人	0人
		放課後児童クラブ待機者数（5月1日現在）		13人	0人

資料



せらら©世羅町

資料

1 世羅町子ども・子育て会議

平成 25 年 9 月 9 日 条例第 24 号

世羅町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、世羅町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員に対し、世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年世羅町条例第36号）の定めるところにより報酬を支給する。

(意見等の聴取)

第9条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 世羅町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年世羅町条例第36号）の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世羅町子ども・子育て会議運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、世羅町子ども・子育て会議「以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 子育て会議は公開とする。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、子育て会議に諮り非公開とする。

（1）世羅町情報公開条例（平成16年世羅町条例第9号）第5条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき。

（2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき。

2 会議の傍聴を希望する者は、子ども・子育て会議傍聴申請書に記入し、委員長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 委員長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。

4 委員長は、傍聴者のつぎの各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

（1）会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき

（2）許可なく、写真又はビデオによる撮影、録音をするとき

（3）会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従って速やかに退場しないとき

（4）前3項に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、委員長が指示する事項に従わないとき

（会議録の調製）

第3条 委員長は、会議録を調製し、つぎに掲げる事項を記載するものとする。

（1）会議の開催日時及び場所

（2）出席した委員の氏名

（3）会議の要旨

（4）その他会議において必要と認めた事項

（アドバイザーの設置）

第4条 委員長は、会議の運営支援及び情報収集等のために委員とは別にアドバイザーを置き、子育て会議への出席を求めることができる。

2 アドバイザーは委員長が指名する。

3 アドバイザーの報酬は、世羅町の規定に基づいて支払うものとする。

（ワーキングチームの設置）

第5条 子育て会議は、計画の策定及び会議の進行を円滑に進めるため、子育て会議とは別に庁内（企画部門・教育部門・福祉部門・児童部門）の職員で構成するワーキングチームを設置することができる。

2 ワーキングチームのメンバーは別表に定めるところによる。

(庶務)

第6条 子育て会議及びワーキングチームの庶務は、子育て支援課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

(施行期日)

Ⅰ この要領は、平成25年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

企画部門	企画課企画開発関係職員
教育部門	教育委員会学校教育課学校教育関係職員
福祉部門	福祉課障害者支援関係職員
児童福祉部門	子育て支援課子育て支援関係職員
その他	町が指定する計画策定業務受託業者

世羅町子ども・子育て会議委員名簿

	選出団体			氏名	備考
1	保育所保護者	せらにし保育所 保護者会	代表	赤井 春霞	
		せらにし保育所 保護者会	代表	喜田 めぐみ	
2	小学校保護者	世羅郡PTA連合会	代表	火田 貴之	
3	子育てサークル 代表者	世羅町で、楽しい子育てを 考える会	代表	堂久保 夢美	
4	世羅郡保育連盟	世羅めぐみ認定こども園	園長	明智 久美江	
5	認定こども園 保護者	世羅めぐみ認定こども園 保護者会	代表	秀浦 美佳	
6	放課後児童クラブ 保護者	せらひがし放課後児童クラブ 保護者会	代表	池田 涼子	
7	学校長	世羅町立甲山小学校	校長	寺田 知己	
8	障害福祉	放課後等デイサービスかしわ	管理者	土谷 かおり	
9	世羅郡医師会	医療法人社団 うらべ医院	副院長	ト部 智重	
10	世羅町民生委員 児童委員協議会	主任児童委員	代表	中島 里美	
11	母子保健推進員	母子保健推進員	会長	林 幸江	副委員長
12	社会福祉協議会	世羅町社会福祉協議会 総務福祉課	課長	春田 麻美	
13	学識経験者			下村 正昭	委員長
14	行政関係	世羅町教育委員会学校教育課	課長	平尾 浩一	
		世羅町教育委員会学校教育課	課長	藤原 康治	
15	行政関係	世羅町福祉課	課長	小林 英美	

世羅町子ども・子育て会議アドバイザー

広島大学大学院教育学研究科	教授	七木田 敦
---------------	----	-------

子ども・子育て支援に関するニーズ調査内容検討部会委員名簿

	選出団体			氏名	備考
1	保育所保護者	せらにし保育所 保護者会	代表	赤井 春霞	
2	小学校保護者	世羅郡PTA連合会	代表	火田 貴之	
3	子育てサークル 代表者	世羅町で、楽しい 子育てを考える会	代表	堂久保 夢美	
4	認定こども園 保護者	世羅めぐみ認定こども園 保護者会	代表	秀浦 美佳	
5	放課後児童クラブ 保護者	せらひがし放課後児童クラブ 保護者会	代表	池田 涼子	

選出部署

1	行政関係	世羅町教育委員会 学校教育課	課長補佐	鶴田 敏治	
2	行政関係	企画課 企画係	係長	原 将記	
3	行政関係	福祉課 障害者支援係	主任	石田 拓也	
4	行政関係	福祉課 障害者支援係	障害児 支援専門員	有田 芙美子	

世羅町子ども・子育て会議アドバイザー

広島大学大学院教育学研究科	教授	七木田 敦
---------------	----	-------

2 計画策定の経過

【令和5（2023）年度】

年月日	内容
令和5（2023）年8月4日	第1回世羅町子ども・子育て会議の開催 ・計画策定のためのニーズ調査について
令和5（2023）年12月26日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査内容検討部会の開催 ・アンケート調査の内容について
令和6（2024）年 1月12日～1月18日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査内容検討部会 （書面決議） ・アンケート調査の内容について
令和6（2024）年 2月7日～2月26日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 （対象：世羅町内に在住の就学前児童及び小学校児童がいる 世帯の保護者）

【令和6（2024）年度】

年月日	内容
令和6（2024）年6月24日	第1回世羅町子ども・子育て会議の開催 ・こども計画について ・こども計画策定のためのアンケート調査について （子ども・子育て支援に関するニーズ調査の報告、中学生・ 高校生等の意識と生活に関する調査の内容等）
令和6（2024）年 7月12日～8月9日	中学生・高校生等の意識と生活に関する調査の実施 （対象：町内に居住する12歳から18歳の町民）
令和6（2024）年10月3日	第2回世羅町子ども・子育て会議の開催 ・世羅町子ども・子育て支援事業計画について ・世羅町こども計画策定について （骨子案、中学生・高校生等の意識と生活に関する調査の報 告等）
令和6（2024）年12月17日	第3回世羅町子ども・子育て会議の開催 ・世羅町こども計画の素案について ・中学生・高校生等フィードバックについて ・今後のスケジュールについて
令和6（2024）年12月25日 ～令和7（2025）年1月24日	パブリックコメントの実施
令和7（2025）年2月17日	第4回世羅町子ども・子育て会議の開催 ・世羅町こども計画について（パブリックコメントの結果等）

3 用語解説

用語		内容
あ行	I C T	情報通信技術のこと。 Information and Communication Technology の略。
	育児休業	原則1歳に満たないこどもを養育する男女労働者が会社に申し出ることにより、こどもが1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できる制度のこと。企業によっては法律の規定以上の条件で育児休業（制度）を設けるところもある。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、N I C U等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。
	インクルーシブ教育	多様なこどもたちが地域の学校に通うことを保障するために、教育を改革するプロセスのこと。
か行	外国につながるこども	親の両方またはいずれか片方が外国人、または、海外から帰国したこども等、多様な言語、文化、価値観、慣習等の中で育ってきたこどものこと。
	家族類型	一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（施設等の世帯を含まない） 単独世帯：世帯員が1人の世帯 核家族世帯：夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚のこどもから成る世帯（男親と未婚のこどもから成る世帯、女親と未婚のこどもから成る世帯も含む） その他の親族世帯：2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯 非親族世帯：2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯
	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う等、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。
	こども家庭センター	子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じ、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びこどもと家庭に対して虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な相談や支援まで、切れ目なく対応する機関。
	こども基本法	令和4（2022）年6月に成立、令和5（2023）年4月に施行された。こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律であり、市町村は、市町村こども計画を定めるよう努めることとされている。

用語		内容
か行	子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律を総称したもの。
	子ども・子育て支援法	平成27（2015）年4月に施行された。すべてのこどもが健やかに成長できる社会を実現することを目的とした、こども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築、地域のこども・子育て支援の充実を推進する法である。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられている。
	こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5（2023）年12月に閣議決定された。
	こどもの権利条約	平成元（1989）年に国連で採択された、すべてのこどもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約。18歳未満のこどもを、権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めている。また、同時に、大人へと成長する過程において、こどもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めている。
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	平成26（2014）年1月に施行され、令和6（2024）年の改正で、法律の題名が変更され、目的や基本理念が充実された。貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関して基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法である。市町村は、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めることとされている。
	子ども・若者育成支援推進法	平成22（2010）年4月に施行された。こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、こども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法律である。市町村は、こども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めることとされている。
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民や保護者が一体となって学校運営に参画し、「地域に開かれ、地域と主にある学校づくり」を推進する仕組み。

用語		内容
さ行	サポートファイル	保護者がこどものプロフィールや医療機関や福祉機関で受けた治療や支援の内容等を記載し、関係機関に提示することで、こどもが乳幼児期、学齢期、青年・成人期の各ライフステージを通して一貫したよりよい支援が受けられるようにするためのもの。
	自己肯定感	自分自身の価値や能力を認識し、肯定する心の状態のこと。
	次世代育成支援対策推進法	平成15（2003）年7月に成立し、段階的に施行された。次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を実現することを目的とした、次世代育成支援対策の迅速かつ重点的な推進に関する法律である。
	児童発達支援	療育支援が必要な未就学の児童に対して、児童の発達にに応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う通所訓練施設で行う事業。
	出生率	一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口1,000人当たりの、1年間の出生児数の割合をいう。
	受動喫煙	喫煙しなくても、周囲のたばこの煙（喫煙者が吐き出した「呼出煙」・たばこから立ち上る「副流煙」）を吸わされてしまうこと。
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を育むこと。
	スクールカウンセラー	いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題等の未然防止や早期発見、早期解決のため、学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家のこと。
な行	ネウボラ	フィンランド語で「アドバイスの場」を意味し、妊娠・出産から子育て期まで保健サービスと子育て支援サービスが一体となったワンストップで切れ目のないサポート体制のこと。
は行	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	ファシリテーター	活動や会議等で、テーマ・議題に沿って順調に進行するよう、中立的な立場で支援を行う役のこと。
	フードパントリー	誰もが食に困ったときに、無償で食の支援を受けることができる場所（活動）のこと。
	ペアレントトレーニング	こどもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示等の具体的な養育スキルを獲得することをめざしたトレーニング。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活でこどもに適切にかかわることができるようになることで、こどもの行動改善や発達促進が期待できる取組のこと。
	ペアレントメンター	発達障害のある児童を持つ保護者が、こどもが発達障害の診断を受けて間もない親等の悩みを聞いて、寄り添いながら共感したり、経験談をお話ししたり助言を行う者。

用語		内容
は行	保育所等訪問支援	障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のため、専門的知識を持つ者が通所通学先において、支援を行う事業のこと。
ま行	マタニティマーク	妊婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲に妊婦であることを示しやすくするもの。また、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスター等として掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満のこどものこと。
	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。
ら行	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障害のある児童等について、早期発見と早期治療及び相談・指導を行い、障害の軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。
	労働力率	労働力人口（15歳以上の者で、就業者及び就業したいと希望し求職活動をしており、仕事があればすぐ就くことができるが、仕事についていない者）の当該年齢人口に対する割合のこと。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	個人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

4 量の見込みの算出方法

(1) 量の見込みの算出方法の概要

アンケート調査の結果と推計児童数により、下記の方法で量の見込みを算出しました。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{年齢別の推計児童人口}} \times \boxed{\text{家庭類型別の割合【アンケート調査】}} = \boxed{\text{家庭類型別の将来の児童人口}} \\
 \\
 \boxed{\text{家庭類型別の将来の児童人口}} \times \boxed{\text{それぞれの事業の利用希望割合（利用割合）【アンケート調査】}} = \boxed{\text{各事業の見込量}}
 \end{array}$$

(2) 推計児童数

過去5年間の住民基本台帳登録人口（男女別・各歳別）を基に、コーホート要因法により、0歳から11歳までの児童人口を推計しました。

【表 推計児童人口】

区分	実績	推計				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳児	49	51	51	49	47	47
1歳児	59	51	54	54	51	49
2歳児	67	61	53	56	56	53
3歳児	74	67	61	53	56	56
4歳児	87	74	67	61	53	56
5歳児	88	88	75	68	61	53
6歳児（小1）	100	87	87	74	67	60
7歳児（小2）	95	100	87	87	74	67
8歳児（小3）	99	94	99	86	86	73
9歳児（小4）	117	99	94	99	86	86
10歳児（小5）	113	116	98	93	98	85
11歳児（小6）	114	114	117	98	93	98
就学前児童	424	392	361	341	324	314
小学生	638	610	582	537	504	469

※各年3月末

(3) 家庭類型別推計児童数

アンケート調査結果の父母の有無、父母の就労状況及び就労意向を基に現在と潜在的な家庭類型別推計児童数を算出しました。

量の見込みは、父母の今後の就労意向を反映した潜在的な家庭類型別推計児童数により算出します。

【家庭類型の考え方】

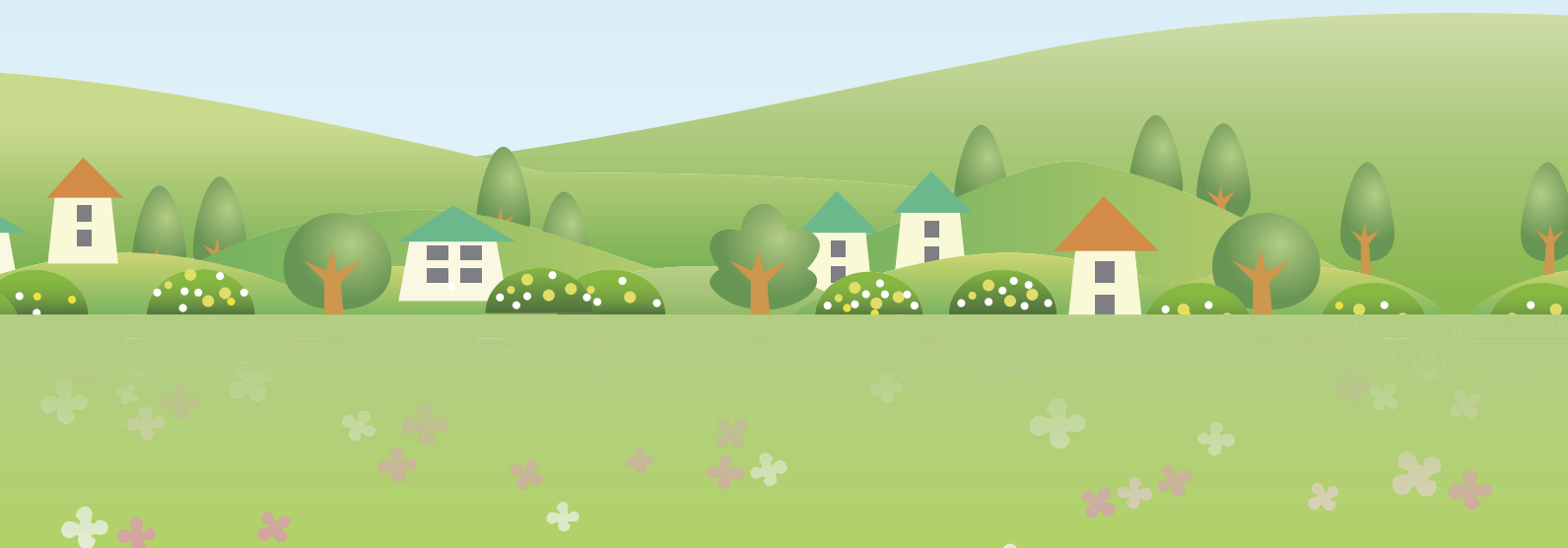
タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	算出方法
タイプA	ひとり親家庭 【保育の必要性あり】	父親、母親が「死亡、離婚、未婚等でいない」
タイプB	フルタイム×フルタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況がともに「フルタイム」
タイプC	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況が「フルタイム」と「パートタイム」 ・「パートタイム」の親の就労時間が120時間以上/月 ・「パートタイム」の親の就労時間が48～120時間/月 であり、保育事業の利用希望がある
タイプC'	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	両親の就労状況が「フルタイム」と「パートタイム」 ・「パートタイム」の親の就労時間が48～120時間/月 であり、保育事業の利用希望がない ・「パートタイム」の親の就労時間が48時間未満/月
タイプD	専業主婦（夫） 【保育の必要性なし】	両親のどちらかが就労していない
タイプE	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況がともに「パートタイム」 ・就労時間が120時間以上/月 ・就労時間が48～120時間/月であり、保育事業の利用希望がある
タイプE'	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	両親の就労状況がともに「パートタイム」 ・就労時間が48～120時間/月であり、保育事業の利用希望がない ・就労時間が48時間未満/月
タイプF	無業×無業 【保育の必要性なし】	両親ともに就労していない

【家庭類型別推計児童人口（就学前児童）】

タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	現在家庭類型		潜在家庭類型	
		割合	推計児童数 (人)	割合	推計児童数 (人)
タイプA	ひとり親家庭【保育の必要性あり】	7.3%	31	7.3%	31
タイプB	フルタイム×フルタイム【保育の必要性あり】	40.2%	171	50.0%	212
タイプC	フルタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	36.6%	155	32.5%	138
タイプC'	フルタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	2.4%	10	1.6%	7
タイプD	専業主婦（夫）【保育の必要性なし】	13.0%	55	8.5%	36
タイプE	パートタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	0.4%	2	0.0%	0
タイプE'	パートタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	0.0%	0	0.0%	0
タイプF	無業×無業【保育の必要性なし】	0.0%	0	0.0%	0

【家庭類型別推計児童人口（小学生）】

タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	現在家庭類型		潜在家庭類型	
		割合	推計児童数 (人)	割合	推計児童数 (人)
タイプA	ひとり親家庭【保育の必要性あり】	12.6%	80	12.6%	80
タイプB	フルタイム×フルタイム【保育の必要性あり】	46.0%	293	52.7%	336
タイプC	フルタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	32.3%	206	28.2%	180
タイプC'	フルタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	1.1%	7	1.1%	7
タイプD	専業主婦（夫）【保育の必要性なし】	7.3%	47	4.8%	31
タイプE	パートタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	0.3%	2	0.3%	2
タイプE'	パートタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	0.0%	0	0.0%	0
タイプF	無業×無業【保育の必要性なし】	0.5%	3	0.3%	2



せらら©世羅町

世羅町こども計画

発行：世羅町

編集：世羅町 子育て支援課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字本郷947番地

TEL：0847-25-0295 FAX：0847-25-0070

E-mail：kosodate@town.sera.hiroshima.jp



せら坊©世羅町